

# KNOW



NEWS LETTER

NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER NEWS LETTER

2021.9  
第105号



公益財団法人  
麻薬・覚せい剤乱用防止センター



## 競輪の補助事業

この冊子は、競輪の補助により作成しました。  
<http://hojo.keirin-autorace.or.jp>



# NEWS LETTER

## 2021.9・第105号

C O N T E N T S

隨想

- 「薬物情勢の現状と対策について」

警察庁刑事局組織犯罪対策部 薬物銃器対策課長 伊藤 隆行 ..... 1

かいせつ

- 若年者による大麻乱用防止に資する広報への提言

東海大学 文化社会学部 広報メディア学科 教授 河井 孝仁 ..... 2

- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動・国連支援募金 令和3年度の啓発活動状況～新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえて～ ..... 6

- 「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」における街頭キャンペーン・厚生労働大臣メッセージ ..... 7

- 「第五次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップの概要 ..... 22

- 「大麻等の薬物対策のあり方検討会」について ..... 26

- 大麻等の薬物対策のあり方検討会とりまとめ  
～今後の大麻等の薬物対策のあり方に関する基本的な方向について～ ..... 28

- センターだより ..... 34

- ご寄付団体及び賛助会員 ..... 36

警察庁刑事局組織犯罪対策部  
薬物銃器対策課長

伊藤 隆行

覚醒剤、大麻等の薬物乱用は、乱用者自身の精神

や身体をむしばむばかりでなく、その薬理作用による幻覚、妄想等から、凶悪な事件や重大な交通事故を引き起こすなど、社会の安全を脅かします。また、

薬物の不正取引は、暴力団等犯罪組織の資金源となることから、治安の根幹を揺るがす重要な問題です。

薬物事犯の検挙人員は、近年横ばいが続く中、令和2年は1万4,079人と前年からわずかに増加しました。同年中の薬物情勢を概観しますと、覚醒剤事犯の検挙人員は8,471人と前年から引き続

きわずかに減少したものの薬物事犯全体の約6割を占め、依然として我が国の薬物対策上の最重要課題となっています。再犯者の構成比率も年々増加して69・4%を占めており、覚醒剤の依存性の強さを裏付けるものとなっています。また、検挙人員のうち約4割を暴力団構成員等が占めるなど、暴力団の覚醒剤事犯への関与の強さがうかがえます。

大麻事犯の検挙人員は、平成26年以降増加が続き、令和2年中は5,034人と過去最多となった前年を大幅に更新しており、大麻事犯検挙人員の増加が薬物事犯検挙人員全体を押し上げています。また、中でも30歳未満の若年層の検挙人員は全体の約7割を占めていることから、若年層へのまん延が懸念されており、初犯者の高い構成比率も継続しています。さらに、近年は特に、暴力団構成員等による大量大麻栽培事犯の検挙が見られるなど、暴力団の資金源

ともなっていることがうかがわれます。

令和2年中の薬物密輸入事犯の検挙件数は218件で、前年から減少していますが、薬物事犯全体の検挙状況に大幅な変動はみられず、薬物に対する根強い需要が存在しているものと考えられます。覚醒

剤密輸入押収量についても前年より減少したものの、海上貨物の利用による大量密輸入事犯の検挙により、依然として高水準にあるほか、暴力団構成員等や外国人による密輸入事件や、航空機を利用した密輸入事件も検挙したところです。

こうした厳しい情勢の中、薬物対策については、平成30年8月、政府の薬物乱用対策推進会議で策定された「第五次薬物乱用防止五か年戦略」に基づき

関係省庁が緊密に連携し、①「青少年を中心とした薬物乱用未然防止」、②「社会復帰支援等による再乱用防止」、③「取締りの徹底等による薬物の流通阻止」、④「水際対策による薬物の密輸入阻止」、⑤「国際連携・協力を通じた薬物乱用防止」の5つの目標を薬物対策の重要な柱と位置付け、警察においても、薬物の「供給の遮断」と「需要の根絶」の両面から、目標達成に向けた総合的な対策を推進していきます。

薬物の供給を遮断する取組としては、海外から流入している薬物について、麻薬取締部のほか、税関、海上保安庁等の国内関係機関との合同訓練や連絡会議を通じて連携を強化するとともに、外国の取締機

関とは、相互に情報交換等を行うなどして関係強化を図るなど、水際での薬物流入を阻止するための対策の強化に努めています。また、あらゆる捜査手法を活用し、薬物の密輸・密売等に関与する薬物犯罪組織の実態解明を図るとともに、これら組織の中枢に切り込み、重刑の獲得による長期社会隔離、薬物犯罪による不法収益の没収を実現するため、麻薬特例法を積極的に適用するなど、犯罪組織の壊滅に向けた取組を推進しています。

このほか、インターネットを利用して、サイバーパトロールやインターネット犯罪対策として、サイバーパトロールやインターネット利用者等からの違法情報を関する通報を受理する例法を積極的に適用するなど、犯罪組織の壊滅に向けた取組を推進しています。このほか、インターネットを通じて、警察が運営する「IHC」（インターネット・ホットラインセンター）からのお問い合わせ等により薬物密売情報の収集を強化しています。

薬物の需要を根絶するための取組については、社会全体に薬物を排除する規範意識が堅持されるように、薬物乱用者の検挙を推進することに加え、薬物の危険性・有害性について正しい知識の周知を図るために、広報啓発活動を推進しています。

特に、広報啓発活動については、警察だけではなく、公益財團法人麻薬・覚せい剤乱用防止センターを始めとする民間団体やボランティアの皆様方と連携しつつ、官民一体となつた効果的な活動を展開していくことを目指していきます。

警察としましては、引き続き社会情勢の変化を踏まえ、「供給の遮断」と「需要の根絶」の両面から、薬物乱用のない社会の実現に向けた施策を強力に推進してまいりますので、今後とも御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

河井 孝仁

# 資する広報への提言

## 1はじめに

政府広報によれば、近年、大麻に関する検挙された人が急増しています。大麻による検挙者は二〇一四年の一七六一人から二〇一九年には四三二人に達したとされています。

検挙者数と大麻乱用者数は必ずしも一致するわけではありませんが、乱用者も傾向として増加している可能性は小さくないと考えられます。

こうした状況のもと、大麻乱用防止の取り組みは様々に行われているわけですが、広報に期待される役割も大きいと思われます。

ここで広報と申し上げているものは、ポスターを貼ることや、動画を作成すること、ホームページを作成することという一つひとつの取り組みに止まるものではありません。

むしろ、広報の企画者が、広報の対象者に期待する行動変容を促すための一連のメディア活用を広報と述べています。個別の行動に止まらない、ロジックモデルに基づく戦略があつて、はじめて、広報になります。

そのうえで、行政や、その外郭団体が行う広報には必須となる前提があります。それは、当該広報に係る事象に関する事実と論理の可視化です。

先に「広報の企画者が、広報の対象者に期待する行動変容を促すための一連のメディア活用を広報と述べ」と申し上げました。もしも、事実や論理の十分な可視化がないまま、「広報の企画者が、広報の対象者に期待する行動変容を促す」ことがあれば、それは、都合よく人を動かす手前

勝手な方法に堕してしまいます。

大麻乱用防止広報にあっても、大麻乱用と呼ばれる状況はどのようなことを指すのか、なぜ大麻乱用を防止しなければならないのか、どのような行動変容を求めるのか、なぜそうした行動変容を求めるのか、その広報戦略はどうして的確であると評価できるのかなどの回答を、できる限り、定量的に示すことが前提となります。

いわば、大麻乱用防止広報について、別の視点からの意見提示の可能性を残しておくことが意味を持ちます。

これによって、大麻乱用防止に係る広報の必要性をさらに吟味し、広報が必要とされた場合にその手法が進化し、さらに国民の納得を得ることがでできると考えます。

## 2広報対象者のセグメンテーション

大麻乱用防止広報にあたっては、誰もが同じような可能性で大麻を乱用するわけではないという仮説を立てることが重要になります。なんらかの属性を持った群に含まれる人々が、その他の人々に比較して大麻を乱用しやすいと考えると言い換えてもいいでしょう。

現在、筆者は厚生労働行政推進調査事業費による研究費を用いて、大麻を乱用しやすい群にどのような人々が含まれるのかを明らかにしようとしています。

こうした仮説設定を広報の分野ではセグメンテーションと言います。セグメンテーションには三つの範疇があります。デモグラフィックなセグメン

テーション、ジオグラフィックなセグメンテーション、サイコグラフィックなセグメンテーションです。

デモグラフィックとは「人口学的な」という意味になります。つまり、デモグラフィックなセグメンテーションにおいては、対象者を性別や年齢、家族形態、年収などにより細分化する方法です。

ジオグラフィックなセグメンテーションは地理学的な細分化という意味になりますから、居住地、出身地、就業地、さらには日常的な地域間移動などに注目して細分化する方法です。

そして、サイコグラフィックなセグメンテーションは「何を大事にするのか」「どのような習慣を持っているのか」ということによって区分する方法になります。

従来、広報のセグメンテーションはデモグラフィックな方法が支配的でした。しかし、人々の多様性が大きくなるなかで、同じ性別、同じ年齢層でも、考え方の違いは広がってきてています。そのため、現在ではサイコグラフィックなセグメンテーションの必要性が大きくなっています。筆者の研究でも、どのようなサイコグラフィックな特性を持つ人々が大麻乱用に対して許容度が高いのかを明らかにしようとしています。

ここで注意することは、セグメンテーションとは因果関係を明らかにするものではないという点です。例えば、ゲームを一日に六時間以上プレイする人々が、ゲームを二時間未満しかプレイしない人に比較して、大麻乱用への許容度が高いとしても、ゲームをすることが大麻乱用につながるこ

# 若年者による大麻乱用防止に

とを意味するわけではないという点です。

セグメントーションは対象者を定め、効果的なターゲティングのために用いられる手法です。

そうした広報対象者のセグメントーションの下で、大麻の乱用防止を図る的確な広報を行うためには、二つのアプローチが考えられます。

一つは、仮説として設定した大麻乱用予備群

(以下「予備群」といいます。)に該当する人々を対象として、大麻乱用が利益にならないことを効果的に訴求し、乱用行動を阻む広報です。

もうひとつは、予備群に属する人々に影響力を持つ人々を対象に、大麻乱用への志向を持つ人々に乱用防止を効果的に働きかけてもらうための広報になります。

この二つの広報戦略はそれぞれに実現していくことが求められます。そのうえで共通する点について検討していきましょう。

## 3 メディア活用戦略モデル

広報を的確に実現するための発想に、メディア活用戦略モデルがあります。メディアの活用を、前の傾聴・認知獲得・関心惹起・着地点整備(信頼供給・共感形成)・行動促進・途中の傾聴というフェイズに分けて考えていくモデルです。

### (1) オウンドメディアの棚卸

メディア活用戦略モデルを適切に運営するためには、オウンドメディアの棚卸という作業が求められます。

オウンドメディアとは、広報企画実施者自らが管理できるメディアのことを指します。大麻乱用防止広報では、行政や麻薬・覚せい剤乱用防止センター(以下「d a p c」といいます)が管理できるメディアがオウンドメディアです。

具体的には行政・d a p cが発行する広報紙、行政・d a p cが発注し貼付されるポスター、行政・d a p cの公式ウェブサイト、行政・d a p



図1 トリプルメディア模式図

cの公式アカウントとして発信されるSNSもオウンドメディアになります。

オウンドメディアはトリプルメディアのうちの一つであります。オウンドメディア、アーンドメディア、ペイドメディアの三つのメディア区分をトリプルメディアと呼びます。

アーンドメディアは広報企画実施者が管理はできないが、影響を与えることにより獲得できるメディアです。行政・d a p cからのプレスリリーにより獲得できる新聞記事や、公式アカウントで発信された内容の興味深さによって得られるソーシャルメディアのシェアもアーンドメディアになります。

ペイドメディアは広告です。金銭を支払うことを利用してできる情報発信手段になります。

メディア活用戦略モデルにおいては、このトリプルメディアのうち、各フェイズごとに最も的確なメディアを選択しつつ活用することが求められます。そのためにも、広報企画実施者がどのように

私が進めている厚生労働行政推進調査事業費による研究でも、大麻乱用防止広報において、行政や、d a p cがどのようなオウンドメディアを持っているのかを分析することになります。

メディアにはプッシュメディア・プルメディアという区分もあります。プッシュメディアは、情報受信者が求めなくとも、情報内容が届くメディアになります。テレビCMは典型的なプッシュメディアです。ほとんどの場合、CMを見るためにテレビを見ていることはありません。何らかの番組を見ている際に、特に情報受信者が求めなくても、CMというパッショナメディアによって情報が届けられます。

プルメディアは情報受信者が情報を求めることで入手できるメディアです。ウェブサイトがわかりやすいプルメディアと言えるでしょう。情報受信者が何らかの情報を求め、その情報を探索することによってウェブサイトにたどり着くことがあります。

それでは、各戸配布されるような行政広報誌はプルメディアでしょうか、プッシュメディアでしょうか。行政情報を求めていたり、ある意味、勝手に投函される行政広報誌はプッシュメディアとして機能するように思われます。

しかし、行政サービスに関心のない人々、例えば自身で特に大きな障害も持っていない人には、行政情報を得ようとする意欲のない人も少なくありません。こうした人々にとって行政広報誌の二ページめ以降はプルメディアとしてしか機能しない、つまり、情報を得ようとする意欲を持たせないことにはメディアとしての意味を持たないことがあります。

こうした点への注目がオウンドメディアの棚卸にとって重要になります。d a p cの持つ、管理

できるメディアのどれが、誰にとってプラットフォームとしての機能するのか、ブルーメディアとして働くのかという見極めが必要になります。また、それぞれのメディアがシェアしやすいものかどうかという判断も重要です。

## (2) 前の傾聴

このようにオウンドメディアの棚卸を進めつつ、メディア活用戦略モデルの最初のフェーズである「前の傾聴」を行います。大麻乱用防止広報であれば、国民の大麻乱用への許容度や大麻を乱用してしまった人への立ち直りへの支援意欲を調査します。これらは、メディア活用戦略の評価のための成果指標を確定するためにも用います。

また、行動変容を促そうとする広報対象者がど

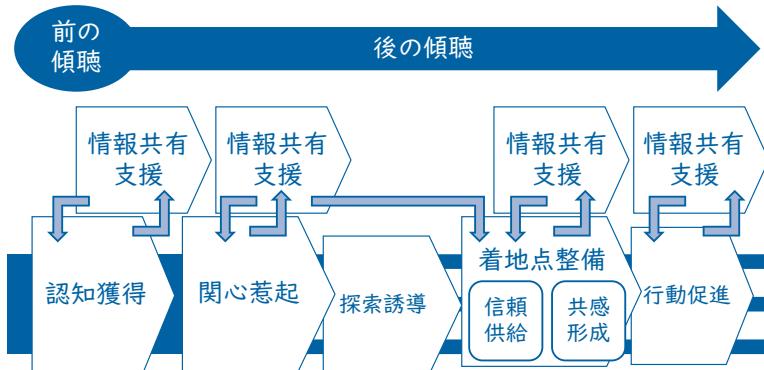


図2 メディア活用戦略モデル模式図

ののようなメディアを用い、どのような内容に興味を持ち、共感するのかを明らかにすることも、今後メディア活用戦略を的確に行うために必要になります。

## (3) 認知獲得

認知獲得フェーズは行政や外郭団体が行う広報にとって重要な意義を持ちます。行政が強制的に徴収する税によって事業を運営していることがその理由になります。

認知獲得フェーズを的確に行うことによって、行動変容を促す広報対象者とどまらず、幅広い人々に取り組みを認知してもらうことが可能になります。このことで、税の活用に納得を得ることが可能になります。

大麻乱用を防止することに税を活用していることへの支持や理解を深めるフェーズにもなります。この認知獲得フェーズを実現するには、先に述べたオウンドメディアだけでは力不足です、行政やdappcが管理するメディアでは国民に幅広く認知させるには至らないと考えます。その時に必要なことがアーケードメディアの活用です。アーケードメディアを使うには、アーケードメディアの管理者に、その情報を伝えてみたいという気持ちを起こさせることができます。

大麻乱用防止を呼び掛けるポスターを貼るだけでは認知獲得は不十分です。そのポスターの内容がマスメディアの記事になる、あるいはポスターを見たものが自らのアカウントでツイートするこ

とが幅広い認知獲得を可能にします。

そのためには、オウンドメディアの内容に「誘発ポイント」を持たせることが必要になります。誘発ポイントとは、情報内容に込められた日本初・世界一、勝ち負けなどのドミナント性や、既に著名なものや流行しているものとのコラボによるトレンド性、情報内容にある何らかの違和感に基づくギャップ性により形成することができます。

## (4) 関心惹起

認知獲得フェーズは国民に広く知つてもらうことを目的としますが、それだけでは大麻乱用を防止することはできません。行動変容を促したいセグメントに焦点を当てたメディア活用が求められます。

このフェーズが関心惹起フェーズです。大麻乱用防止広報では、大麻乱用への許容度が高い人々や、そうした人々を適切に導ける力を持っている人々を行動変容を促す対象者とします。

関心惹起では、いまだ関心を持っていない人々を対象とするわけですから、情報を持ち込むプラットフォームが利用されます。

そのうえで、関心惹起フェーズでは、前の傾聴フェーズで確認してある、行動変容を促す対象者がよく用いるメディアや信頼、共感する内容を十分に吟味し、的を射た広報を行います。

セグメンテーションとターゲティングが関心惹起フェーズでの重要な要素です。

このようにして、行動変容を促したい広報対象者の関心を惹起することができれば、ブルーメディアで待ち受けることになります。

## (5) 探索誘導

もちろん、関心を持った対象者を迷子にさせないように、待ち受けているブルーメディアである着地点に誘導する手立ては必要です。

この探索誘導フェーズでは関心惹起でのメディアと着地点のメディアをつなぐ役割が求められます。着地点のメディアがスマートフォンのウェブサイトであり、関心惹起を行うメディアがポスターであれば、QRコードが探索誘導に適していることになるでしょう。

## (6) 着地点整備

着地点は待ち受ける場所です。関心を持って訪

れた広報対象者に信頼を供給し、共感を形成すること場所になります。使うメディアは当然ブルメディアになります。

どのように信頼を供給し、共感を形成することができるでしょうか。ここでも、前の傾聴で確認した、大麻乱用への許容度が高い人々や、そうした人々を適切に導ける力を持っている人々が、どのようなものごとに信頼を持ち、どのようなものごとに共感するのかという点が重要になります。

一般論として述べるなら、信頼を供給する力を持つものは公共性とデータです。しかし、大麻乱用防止広報において行動変容を促す対象者が、どのようなものを公共的であると考え、どのようなデータに信頼性があると考えるのは、今後の研究により明らかにしなければならないでしょう。着地点では情報内容への信頼を供給するにとどまらず、共感を形成する必要があります。人に行動変容を促すためには信頼だけでは不足します。人は共感があって、はじめて行動への準備ができると考えられます。

社会的に正しいとされていることが共感を呼ぶことは少なくありません。弱者とされている人を救う、あるいは社会的包摶を実現することは確かに共感を形成します。

しかし、それだけではなく、社交的であること、言い換えれば「人」の姿が見えること、「コミュニケーションによって受けとめられる」とは、多くの場合、共感をつくりだすことができます。

大麻乱用防止広報において行動変容を促す対象者として、大麻乱用への許容度が高い人々を考えるのであれば、社会性による共感形成よりも、社

交性による共感形成が有効ではないかという仮説が導けるかもしれません。

一方で、大麻乱用への許容度が高い人を適切に導ける力を持っている人々の行動変容を促すためには、社会性の力も十分に役立つという仮説も成立しそうです。

これらの仮説が実際に導出できるのか、できたとして立証できるのかも、今後の研究の課題です。

## (7) 行動促進

次のフェイズは行動促進です。メディア活用戦略モデルにおいて、鍵となるフェイズということができるでしょう。

関心を持ち、信頼と共に裏打ちされた広報対象者に実際に行動してもらうためには、行動へのハードルを下げることと何らかのインセンティブを提供することが有効になります。

ここでインセンティブとは必ずしもモノ・カネという意味ではなく、仲間ができる、褒められる、自分の力が發揮できる、自分が意味のある存在だと想える、などもインセンティブになり得ます。これらは、心理学者のアブラハム・マズローに基づかなければなりません。そのうえで、ソーシャルということが共感を形成することに役立ちます。ソーシャルとは社会性ということと社交性という二つの意味を持ちます。

社会的に正しいとされていることが共感を呼ぶことは少なくありません。弱者とされている人を救う、あるいは社会的包摶を実現することは確かに共感を形成します。

STEPPSは「Social currency」「Triggers」「Emotion」「Public」「Practical Value」「Stories」の頭文字をとった造語です。これらを備えることで、広報対象者の行動を促すことが可能になります。

## 4 おわりに

筆者の研究は未だ途上です。今後、ここに述べた議論も活用しつつ、的確な大麻乱用防止広報の在り方について研究を深めたいと思っています。研究成果として、大麻乱用防止を図ろうとする広報企画者にとって、意義のある広報ガイドラインを作成したいとも考えています。少しだけ期待していただけると嬉しく思います。

それを、筆者が日本語に意訳すれば「社交的・社会的価値」「思い出すきつかけ」「高揚感」「みんなの可視化」「実用的・金銭的価値」「自らが登場人物になれる物語」ということになります。

行動変容を促す取り組みにこれらを纏わせることができれば、広報対象者に期待する行動を促すことが可能になります。

大麻を乱用しないという行動、大麻を乱用しようとすると人を止めるという行動、大麻を乱用したが立ち直ろうとする人を支えるという行動にとつて、STEPPSをどのように活用すればいいか、今後研究していく必要があるでしょう。

## (8) 情報共有支援と途中の傾聴

情報共有支援フェイズは、広報対象者を対象者にとどめず、主体としても意識するフェイズです。

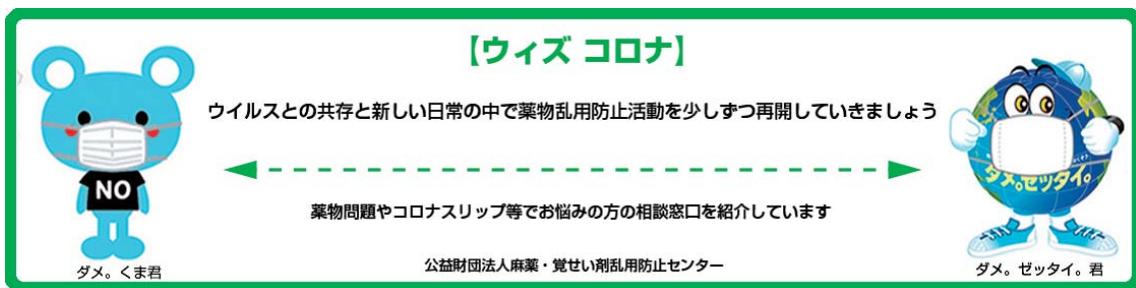
ただ、情報を受け取り、次のフェイズに向けて背中を押されるだけの存在ではなく、自ら情報を発信する主体となる、そうした行動を支援するフェイズになります。

このことは、広報対象者をリストアクトすることに繋がるとともに、メディア活用戦略モデルをより頑強にすることにも役立ちます。

最後に残されたフェイズが「途中の傾聴」です。これは各フェイズの成果を評価するためのフェイズです。紙幅が尽きるので詳細は述べられませんが、行政や外郭団体による広報にあたってはアカウンタビリティの視点からも極めて重要なフェイズになります。

# 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動・国連支援募金 令和3年度の啓発活動状況

～新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえて～



厚生労働省、都道府県、（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センターが主催し、国際連合（薬物犯罪事務所）、警察庁など関係省庁の協賛及びボーアイスカウト、ガールスカウト、ライオンズクラブ、ロータリークラブなどの民間団体後援のもとに「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及びその一環としての「6・26ヤング街頭キャンペーン」を、6月27・28日を中心に約一ヶ月間、各都道府県で実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、令和3年度も昨年度と同様に、地域の実情に配慮した上で実施することとなりました。

本普及運動は、国内における薬物乱用防止活動において官民一体となり、国民一人一人の薬物乱用問題に関する意識を高めるとともに国連総会決議に基づく「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図ることにより、内外における薬物乱用防止に資することを目的としています。

この普及運動と並行して、（公財）麻薬・覚せい剤乱用防止センターでは、麻薬乱用防止活動に従事する民間団体の活動資金を国連を通じて支援するための「国連支援募金」運動を実施し、本年も全国から善意の浄財が集まりました。

また同期間中には、各種薬業関係団体、理美容、クリーニング、浴場、飲食業等の各環境衛生同業組合等のご協力により、店頭でののぼり、ポスター掲出による啓発、募金運動などを実行なう「地域団体キャンペーン」も地域の実情に沿った運営方式により実施されました。以下、感染拡大防止を踏まえた都道府県ごとの啓発活動の取り組み状況をご報告いたします。

## 〈「『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」における街頭キャンペーン〉

### 厚生労働大臣メッセージ



厚生労働大臣

今日、覚醒剤、大麻、麻薬などの薬物の乱用が深刻な社会問題となっています。

これらの薬物を乱用すると、自分の意思では止めることが極めて難しくなります。自らの体や心をむしばむだけなく、家族や周りの人々にも大きな影響を与えるため、絶対に使用してはいけません。

我が国では、大麻の

検挙者数が七年連続で増加し、「大麻乱用期」とも言える状況です。大麻の検挙者数の六割以上は三十歳未満の若年層で、SNS等では「大麻は害がない」など誤った情報が拡散していますが、大麻も脳などの有害作用があり、その影響は若年層ほど受けやすいと言われています。

薬物乱用から自分自身を守るためには、どんな人から誘われても、きっぱりと断る勇気を持つことが何よりも大切です。皆様一人ひとりが、薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」を合言葉に、薬物乱用防止の輪を大きく広げていただき、ともに薬物乱用の無い社会を作っていきましょう。

令和三年六月二十六日

厚生労働大臣 田村 憲久



## 北海道

月 日	6月20日から7月19日 (地区により新型コロナウイルス感染症の影響により、時期を変更して実施)
活動主体	北海道、北海道警察本部、北海道薬物乱用防止指導員連合協議会、北海道薬物乱用防止指導員各地区協議会(21地区)、ヤングボランティア(ボースカウト、ガールスカウト、中学生、高校生、大学生等)、薬業関係団体、保護司会、青少年育成団体、関係行政機関等
活動状況	①6・26 ヤング街頭キャンペーン 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から中止。 ②地域団体キャンペーン 道内の薬局、薬店、道の駅、温泉、スーパー、関係行政機関等の協力を得て、麻薬・覚醒剤等の乱用防止に関するリーフレット及びポスターの配布を行うとともに、協力団体の店頭でのポスター掲示及び国連支援募金箱設置等の協力要請。

## 青森県



北道海

月 日 6・26 ヤング街頭キャンペーンは新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮し中止することとしました。

## 秋田県

月 日	6月20日～7月19日
活動状況	①6・26 ヤング街頭キャンペーン 昨年に引き続き、今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から県主催のキャンペーンは中止とした。 ②地域団体キャンペーン 各地区で行われる「ダメ。ゼッタイ。」普及運動については、各地区的実情に合わせて実施するように通知した。



秋田県

## 宮城県

月 日	6月20日～7月19日
活動状況	①6・26 ヤング街頭キャンペーン 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、街頭キャンペーン未実施。 ②地域団体キャンペーン 県薬剤師会、県生活衛生同業組合等の協力店舗においてポスター掲示、薬物乱用防止の呼び掛けを行った。

開催場所	「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 秋田県実行委員会 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動 秋田県実行委員会 ・大館鹿角地域実行委員会 ・本荘由利地域実行委員会 ・鷹巣阿仁地域実行委員会 ・大曲仙北地域実行委員会 ・能代山本地域実行委員会 ・横手平鹿地域実行委員会 ・秋田周辺地域実行委員会 ・湯沢雄勝地域実行委員会
活動主体	鷹巣阿仁地域実行委員会が主体でパネル展を開催 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動地域実行委員並びに薬物乱用防止指導員等の協力により、薬局や病院等にてポスターの掲示、リーフレットの配布、募金箱の設置、各団体の会合等での呼びかけ(趣旨の周知、募金への協力)、新聞広告による周知を行った。

## 山形県

月 日  
6月20日～7月19日

活動状況	活動主体
①地域団体キヤンペーン	山形県、一般社団法人山形県医師会、一般社団法人山形県歯科医師会、公益社団法人山形県獣医師会、一般社団法人山形県薬剤師会、一般社団法人山形県医薬品登録販売者協会、山形県薬事工業協会、山形県医薬品卸業協会、山形県医薬品配置協議会、山形県医療機器販売業協会、公益社団法人山形県防犯協会連合会、山形県覚醒剤等追放協議会、山形県婦人連盟、山形県青少年補導連絡協議会、山形県少年補導員連絡会、山形県保護司会連合会、山形県理容生活衛生同業組合、山形県美容業生活衛生同業組合、山形県クリーニング業生活衛生同業組合、山形県興行生活衛生同業組合、山形県旅館ホテル生活衛生同業組合、山形県料理飲食業生活衛生同業組合、山形県交通安全協会組合、一般社団法人山形県自家用自動車協会、山形県社交飲食業生活衛生同業組合、七日町商店街振興組合、山形県遊技業協同組合、一般財団法人山形県交通安全協会、一般社団法人山形県バス協会、公益社団法人山形県トラック協会、公益社団法人山形県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山形県本部、ライオンズクラブ国際協会3321-E地区、山形県民生委員児童委員協議会、一般社団法人山形県自動車整備振興会、山形県青少年育成県民会議

39 協賛団体にポスター、リーフレット、募金箱を交付し、各団体構成員への薬物乱用防止の啓発及び国連支援募金活動への協力を依頼した。

②その他

県・各公所でポスター、募金箱を設置し、薬物乱用防止の啓発及び国連支援募金活動への協力を依頼した。

新間に掲載される県政広報欄や県政ラジオ広報、県政SNSでの薬物乱用防止の呼びかけを行った。

県ホームページにポスター等を掲載し「ダメ・ゼッタイ」普及運動について広く県民に広報した。また、県庁ロビーのモニターで「今、薬物問題を考えよう！」私たちの未来のために」とのDVDを放映し、薬物乱用防止を強く呼びかけた。

今後の啓発活動に活かせるよう「薬物乱用防止レクチャーパネル」を購入し啓発物の充実を図り、広く活用してもらえるよう県内各保健所と警察本部等へパネルの貸出しを受付ける事を通知した。



山形県

## 福島県

月 日  
6月20日～7月19日



福島県

開催場所  
福島市、伊達市、二本松市、郡山市、田村市、須賀川市、石川町、平田村、白河市、棚倉町、会津若松市、喜多方市、会津坂下町、南会津町、相馬市、いわき市計16ヶ所

活動状況	活動主体
①地域団体キヤンペーン	県、県薬物乱用対策推進本部、「ダメ・ゼッタイ。」県普及運動実行委員会、各地区薬物乱用防止指導員協議会（県内16地区）、関係団体

①地域団体キヤンペーン  
関係行政機関、企業、薬局、中学校、高校、専門学校、大学、警察署等の協力を得て、ポスター掲示やパンフレット配布を行うとともに、国連支援募金活動を通じて、一般住民等への啓蒙活動を行った。若年層への啓発活動においては、若者を含む多くの人の目に触れやすい駅や自動車教習所、又、高等学校登校時等に啓発資材を配布し、薬物乱用防止を呼びかけた。

②その他  
41 協賛団体に対して、各団体構成員への薬物乱用防止の啓発及び国連支援募金活動への協力を依頼した。

●9

## 茨城県

月 日	6月20日～7月19日
開催場所	①6・26ヤング街頭キャンペーン…水戸市（他の地域では新型コロナウイルス感染症拡大のため学校やショッピングセンターの展示、資材配布を実施） ②地域団体キャンペーン…県内各地
活動主体	茨城県、茨城県薬物乱用対策推進本部、茨城県薬物乱用防止指導員協議会、関係団体、関係機関
参加人員	41名（水戸市 キャンペーンの参加人数）
活動状況	<p>①6・26ヤング街頭キャンペーン</p> <p>水戸駅前で薬物乱用防止指導員、薬事関係団体、ライオンズクラブ、青少年育成協会、市町村、警察等の協力を得て、リーフレット、マスク、ポケットティッシュ等の啓発資材を配布し、薬物乱用防止を呼びかけた。また、その他の地区においては、新型コロナウィルス感染症拡大のため学校やショッピングモールの展示スペースにおいて、パネルやポスターの展示、啓発資料の配布を実施した。</p> <p>②地域団体キャンペーン</p> <p>県内の薬局等の薬事関係施設、理・美容所、旅館等の生活衛生営業施設、食品関係施設、病院・診療所、大学・専門学校等約3,000の店舗・施設の協力を得て、ポスターの掲示やリーフレットの配布を実施した。併せて店頭等に募金箱を設置し、国連支援募金への協力を呼びかけた。</p> <p>③その他</p> <p>夏季茨城県高等学校野球大会会場（5球場）において横断幕の掲示を行い、選手、来場者、ケーブルテレビ視聴者に対する啓発を行った。また、県庁2階広報コーナーにおいて、薬物乱用防止止啓発パネル及び薬物標本の展示を行った。</p>



茨城県

## 栃木県

月 日	6月20日～7月19日
開催場所	県内一円
活動主体	栃木県、宇都宮市
参加人員	約150名
活動状況	<p>①6・26ヤング街頭キャンペーン</p> <p>本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大が見られる状況を鑑み、街頭キャンペーンは実施しないこととした。</p> <p>②地域団体キャンペーン</p> <p>県内の各市町、警察署、各関係機関等の協力を得て、リーフレットの配布を行った。また、来庁者に対してリーフレットや啓発資料を配布したり、国連支援募金への協力を呼びかけた。</p> <p>③その他</p> <p>県ホームページや県公式Twitter、地元テレビの県政報道企画を活用し、薬物乱用防止を呼びかけた。また、県庁の企画展示コーナーに薬物乱用防止に関する展示をしたり、県内の小学5・6年生、中学生及び高校生に対して啓発リーフレットを配布するなど、薬物に関する正しい知識の普及啓発に努めた。</p>

## 群馬県

月 日	6月20日～7月19日
開催場所	県内各地区において地域団体キャンペーンを実施した。
活動主体	群馬県、前橋市、高崎市、群馬県薬物乱用対策推進本部、群馬県「ダメ。ゼッタイ。」薬物乱用防止推進連絡会議（12地区）、ヤングボランティア（ボーライスカウト、ガールスカウト、高校生等）、関係団体（薬剤師会、保護司会、民生委員児童委員協議会、少年補導員連絡会、医薬品配置協会、ライオンズクラブ、更生保護女性会、食品衛生協会、ロータリークラブ等）
参加人員	約150名
活動状況	<p>①地域団体キャンペーンとして、薬局や飲食店、理容店、クリーニング店、旅館等の協力を得て、ポスター掲示や店頭にリーフレットやポケットティッシュの設置、募金箱を設置してもらい国連支援金募金活動への協力を呼びかけた。</p> <p>②保健所等の関係施設の敷地内に横断幕やのぼり旗を設置し、地域住民に周知した。</p> <p>③市町村の広報誌やラジオ、インターネット等を活用し、広く住民に広報した。</p> <p>④7月9日から27日までの期間、第103回全国高等学校野球選手権群馬大会が実施された上毛新聞敷島球場及び高崎城南野球場に「ダメ。ゼッタイ。」の横断幕を掲出した。</p> <p>⑤7月11日にザスパクサツ群馬の試合会場にて、群馬県警察本部と合同で、来場者に対し薬物乱用防止啓発を実施した。</p>

活動状況	参加人員	活動主体	月 日
① 6・26 ヤング街頭キャンペーン 駅頭等において、のぼり等を掲示するとともに、リーフレット、うちわ及びウェットティッシュ等の啓発資料を配布した。 ② 地域団体キャンペーン 関係団体の店頭等にポスター掲示及び募金箱設置を行った。	約100人	玉県実行委員会、埼玉県警察本部、埼玉県教育委員会、各市町村、（一社）埼玉県薬剤師会、ライオンズクラブ330-C地区、日本ボイスカウト埼玉県連盟など	6月20日（日）～7月19日（月）

## 埼玉県



埼玉県

月 日	開催場所	活動状況	活動主体
6月20日から7月19日まで	行政機関（県庁、保健所）等	<p>① 6・26 ヤング街頭キャンペーン 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、街頭キャンペーンは中止とした。</p> <p>② 地域団体キャンペーン 医師会、歯科医師会、薬剤師会、薬業会、理容生活衛生同業組合、美容業生活衛生同業組合、クリーニング生協、生活衛生同業組合等の協力を得て、関係施設にポスターの掲示及び国連支援募金箱を設置し、薬物乱用防止を訴えた。</p> <p>③ 広報啓発活動 県ホームページ、ツイッター、テレビ、ラジオCM等の媒体を通じて薬物乱用防止を訴えた。</p>	千葉県、千葉県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実行委員会、千葉県薬物乱用防止指導員協議会

## 千葉県



千葉県

③その他  
県ホームページや市町村広報紙等の様々なメディアを活用し、薬物乱用防止の広報を実施した。また、県内の学校や関係団体・企業へリーフレットを配布し、国連支援募金の呼び掛けを行った。

開催場所	活動状況	活動主体
行政機関（都保健所他） 東京都、東京都薬物乱用対策推進本部、東京都薬物乱用防止推進協議会、関係行政機関、関係民間団体等	<p>① 6・26 ヤング街頭キャンペーン 新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、「令和3年度『6・26国際麻薬乱用撲滅デー』都民の集い」の開催を中止とした。</p> <p>② 地域団体キャンペーン 都ホームページ、都広報誌、新聞などのメディアや、都保健所のデジタルサイネージを活用し、薬物乱用防止に関する内容を掲載した。</p> <p>また、TwitterやYouTube等で啓発動画を放映し、主に若年層に対して薬物乱用防止を訴えた。</p> <p>③その他の啓発活動 都ホームページ、都広報誌、新聞などのメディアや、都保健所のデジタルサイネージを活用し、薬物乱用防止に関する内容を掲載した。</p> <p>また、TwitterやYouTube等で啓発動画を放映し、主に若年層に対して薬物乱用防止を訴えた。</p>	行政機関（都保健所他） 東京都、東京都薬物乱用対策推進本部、東京都薬物乱用防止推進協議会、関係行政機関、関係民間団体等



東京都

月 日	開催場所	活動主體	活動状況
6月20日（7月19日）	新型コロナウイルス感染拡大防止のため、例年7月に横浜駅等で実施している街頭キャンペーンは中止	県薬剤師会、神奈川県、薬物クリーンかながわ推進会議（薬物乱用防止指導員協議会、麻薬等薬物相談員会、保護司会連合会、横浜税関、県内関係機関等182団体）、市町村、教育委員会、県警察本部等	薬物クリーンかながわ推進会議が中心となり、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の実施期間中に県内各地において、各関係機関・団体及び市町村にポスターの掲示、募金箱の設置等を依頼し、薬物乱用防止の働きかけを行った。 その他、県内大学において学生向けの情報提供を目的に開設しているサイトを活用し、県内の大学生に向けて薬物乱用防止を呼び掛けた。

ト新潟連盟、国際ロータリー第2560地区ガバナー事務所、ライオンズクラブ国際協会3331-A地区、公益社団法人新潟県防犯協会、公益社団法人新潟県食品衛生協会、公益財團法人新潟県生活衛生営業指導センター、一般社団法人新潟県医薬品登録販売者協会、新潟県医薬品配装置協議会、日本医薬品卸勤務薬剤師会新潟県支部、新潟県高等学校野球連盟、新潟県ラグビーフットボール協会

## 活動状況

①新潟県警察ノードラッグ大使の動画を活用したSNS広告

新潟県警察ノードラッグ大使のN e g i c c o（アイドルユニット）、T S U N E Iさん（シンガーソングライター）、稻垣啓太さん（ラグビー選手）からいたメッセージ動画をY o u t u b e及びT w i t t e rに広告として掲載し、薬物乱用防止を呼びかけた。

※「6・26ヤング街頭キャンペーン」の代替となる普及啓発活動

②若年層への薬物乱用防止講演会  
新潟県警察と連携し、大学、専門学校の学生向けに講演会を開催した。

③その他

全国高等学校野球選手権大会期間中、会場のハードオフエコストジアムに薬物乱用防止啓発の横断幕を掲出し、高校生をはじめ広く県民に啓発した。

県構内等で薬物乱用防止啓発の横断幕ボスターを掲出するとともに、庁舎内の生協売店や金融機関等に国連支援に係る募金箱を設置し、来庁者等に対しても啓発を行い、募金の協力を呼びかけた。

<b>活動主体</b> 県、警察本部、金沢市保健所、薬剤師会、 保護司会、医薬品登録販売者協会、医薬 品配置協議会、ライオンズクラブ、更生 保護女性連盟、BBS連盟、ボイイスカ ウト、ガールスカウト等
<b>活動状況</b> ① 6・26 ヤング街頭キャンペーン 中止



②地域団体キャンペーン

6月20日から7月19日までの期間、薬剤師会等の地域団体の協力を得て、薬局や生活衛生営業施設等にポスターを掲示して啓発を図るとともに、募金箱を設置し、国連支援募金への協力を呼び掛けた。

③その他

7月9日から開催された第103回全国高等学校野球選手権石川大会の期間中に、関係機関の協力を得て、横断幕・ポスターを掲示し球場に応援に来た学生ら若者に薬物乱用防止の啓発を行った。県が設置した大規模ワクチン接種センターにおいて若者世代が接種対象である時期に、特設コーナーを設け、啓発資材・パンフレットを配布した。

また、県のテレビ広報番組「ほっと石川」にて違法薬物乱用防止を主題とした回を設け、正しい知識の周知を図った。

日時…6月26日（土）17：15～17：30

番組名…ほっと石川（MRO北陸放送）

内容…違法薬物乱用防止について

出演…県薬事衛生課、県警組織犯罪対策課、県こころの健康センター



石川県

## 福井県

### 活動状況

①6・26 ヤング街頭キャンペーン

例年ショッピングセンター等で実施していた街頭キャンペーンは、新型コロナウィルス感染症の感染拡大を鑑み、中止とした。

②地域団体キャンペーン

病院・診療所・歯科診療所、薬局・薬店等の各関係機関・団体および市町に、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動啓発ポスターの掲示および募金箱の設置を依頼し、薬物乱用防止の普及啓発と国連支援募金への呼びかけを行った。

③その他

6月21日から1週間、福井県庁1階ホールで薬物乱用防止啓発パネル展を実施した。また、キャンペーン期間に限らず、各学校の要望に応じて薬物乱用防止啓発パネル展および薬物乱用防止教室を実施し、若年層への薬物乱用防止について啓発を行った。

## 山梨県

活動主体	開催場所	月 日
県内各関係団体	県、県薬物乱用対策推進本部、県・各地区薬物乱用防止指導員協議会、県警察本部、警察署、市町村、ライオンズクラブ、ロータリークラブ、医師会、歯科医師会、薬剤師会、医薬品登録販売者協会、医薬品配置協議会、クリーニング生活衛生協同組合、学校、ボイイスカウト、ガールスカウト等	6月20日から7月19日



山梨県



福井県

## 長野県

### 活動状況

参加人員	活動状況
約750人	地域団体キャンペーン 各関係機関・団体や市町村役場等にリーフレットその他啓発資材等の配布を行うとともにポスターの掲示、

募金箱の設置等を依頼し、薬物乱用防止の働きかけを行った。

<p><b>岐阜県</b></p> <p><b>活動状況</b></p> <p>岐阜県薬物乱用対策推進本部を構成する各団体、県内各高等学校・大学等に対して、ポスターの掲示や募金箱の設置等の協力依頼を行った。</p>	<p>県保護司会連合会、県子ども会育成連合会、ライオンズクラブ国際協会334-E地区、国際ロータリー第2600地区、県ホテル旅館生活衛生同業組合、県美容業生活衛生同業組合、県クリーニング生産衛生同業組合、県理容生活衛生同業組合、県公衆浴場業生活衛生同業組合、日本ボイスカウト長野県連盟、ガールスカウト長野県連盟</p>
 <p>長野県</p>	<p>① 6・26 ヤング街頭キャンペーン（中止） 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から今年度の街頭キャンペーンは中止した。</p> <p>② 地域団体キャンペーン 病院・診療所・歯科診療所、薬局・薬店、理・美容所、クリーニング店、ホテル・旅館、公衆浴場、自動車教習所等約9,000施設において、ポスターの掲示と一声運動を実施した。</p> <p>また、薬局・薬店約1,100店舗の店頭に募金箱を設置し、国連支援募金に協力した。</p>

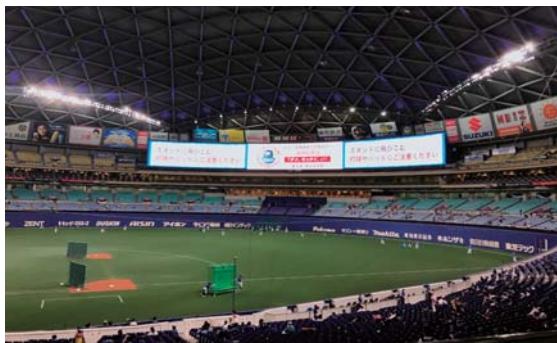
活動主体	開催場所	月 日	静岡県									
			静岡県総合庁舎	静岡県政令市保健所、ケーブルテレビ	① 6月20日～7月19日	② 5月31日～6月27日	③ 7月10日	④ 6月26日、7月16日	⑤ 7月1日	⑥ 6月16日	⑦ 6月25日、6月30日	⑧ 6月29日
静岡県、静岡県薬物乱用対策推進本部、静岡県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実行委員会、静岡県薬物乱用防止指導員協議会、各市町、一般社団法人日本ボイスクルスカウト静岡県連盟、一般社団法人ガーラスカウト静岡県連盟、ライオンズクラブ国際協会334-C地区、国際ロータリー第2620地区、国際ソロブチミスリーグ、一般社団法人静岡県医師会、一	静岡県、静岡県薬物乱用対策推進本部、静岡県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実行委員会、静岡県薬物乱用防止指導員協議会、各市町、一般社団法人日本ボイスクルスカウト静岡県連盟、一般社団法人ガーラスカウト静岡県連盟、ライオンズクラブ国際協会334-C地区、国際ロータリー第2620地区、国際ソロブチミスリーグ、一般社団法人静岡県医師会、一											

活動状況	静岡県	活動状況									
		○ 6・26 ヤング街頭キャンペーン	● 期間中、県総合庁舎、政令市保健所等において、薬物乱用防止啓発パネル等によるパネル展を実施し、啓発用リーフレットやポケットティッシュを配架し、広く県民に薬物乱用防止を訴えた。	● 期間中、NHK、SBSの地上デジタルテレビのデータ放送にて、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の広報スポットを放送した。	● 県民がより6月号に「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び薬物乱用防止に関する記事を掲載した。	● 6月16日、SBSラジオ（AM局）、K-Mix（FM局）にて、ラジオ広報番組「県庁ニュースふじのくに」に出演し、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の広報を行い、広く県民に薬物乱用防止を訴えた。	● 6月26日、7月16日、富士ニュースに「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び薬物乱用防止に関する記事を掲載した。	● 6月29日、静岡新聞に「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び薬物乱用防止に関する記事を掲載した。	● 7月1日、岳南朝日新聞に「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び薬物乱用防止に関する記事を掲載した。	● 7月10日、岳南朝日新聞に「ダメ。ゼッタイ。」普及運動及び薬物乱用防止に関する記事を掲載した。	● 静岡県公式Instagram、facebook、Twitterにて、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

の広報を行い、広く県民に薬物乱用防止を訴えた。

○地域団体キャンペーン

各市町及び関係団体等の協力を得て、県内各所に啓用ポスターを掲示するとともに、募金箱を設置して国連支援募金への呼び掛けを行った。



愛知県

その他、大相撲名古屋場所開催時のドルフィンズアリーナ（愛知県体育館）、プロ野球中日ドラゴンズ試合開催時のバンテリンドームナゴヤ、名古屋競馬場などでの啓発資材の配布、横断幕の設置、場内放送、電光掲示板標示等を行い、薬物乱用防止の周知を図った。

## 三重県

月	日
6月20日から7月19日	

東員町社会福祉センター、三重県桑名保健所、くわなメディアライヴ、イオン桑名、ジャズドリーム長島、三重県四日市庁舎、四日市市総合会館、近鉄四日市駅北口ふれあいモール、三重県鈴鹿市役所正面玄関ロビー内、鈴鹿市内コミュニティセンター、亀山市内コミュニティセンター、三重大学生活協同組合（第1食堂）、三重県立看護大学、三重県立津高等学校、三重県立津西高等学校、三重県立津東高等学校、三重県松阪庁舎、松阪市健康センターはるる、大台町役場、多気町役場、明和町役場、イオン阿児店、三重県伊賀府舍1階ロビー、アピタ伊賀上野店、近畿日本鉄道名張駅、三重県伊賀府舍、三重県尾鷲府舍1階ロビー、三重県熊野市主催、三重県薬物乱用対策推進本部、三重県、四日市市、薬物クリーンみえ推進協議会

ポスターの掲示や薬物標本の展示、横断幕やのぼり旗を掲揚するとともに、高校生や県民にリーフレット、ポケットティッシュ等の啓発資材を配布しながら、薬物乱用防止を訴えた。

他に、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動と併せて、街頭募金を行い、国連支援募金への協力を呼びかけた。

②地域団体キャンペーン

三重県薬物乱用対策推進本部や薬物クリーンみえ推進協議会を構成する団体等の協力を得て、ポスターの掲示、啓発資材の配布や一声運動の実施を依頼し、薬物乱用防止の働きかけを行った。

なお、地域によっては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を考慮し、例年通りの街頭啓発は実施せず、県庁舎等において、ポスターの掲示、啓発資材の配布等により、来庁者への薬物乱用防止を訴えた。

## 愛知県

月	日
(6月)	21日～25日、28日
(7月)	5日、6日、14日
(9月)	12日（実施見込み分を含む）

活動状況	開催場所	開催場所
参加人員	活動主体	活動主体
①6・26 ヤング街頭キャンペーン 県内の主要駅、ショッピングセンターなどで薬物乱用防止指導員や薬物乱用防止指導啓発団体を中心に、三重県薬物乱用対策推進本部や薬物クリーンみえ推進協議会を構成する団体等が官民一体となって、街頭キャンペーンを行った。	愛知県内	愛知県内
②6・26 ヤング街頭キャンペーン 県、保健所等において、募金箱の設置及び啓発資材の配布を行った。 また、愛知県の薬物乱用防止PR大使「薬物乱用ダメ。ゼッタイ」である地元アイドルのOS☆Uが啓発資料を大須商店街で配布した。	愛知県	愛知県

## 滋賀県



三重県

活動状況
①6・26 ヤング街頭キャンペーン 街頭啓発に代えて量販店（2店舗）に薬物乱用防止啓発パネルを設置し、啓発を行った。

②地域団体キャンペーン  
「ダメ。ゼッタイ。」普及運動啓発期間には、地域団体キャンペーンとして、病院、診療所、歯科診療所、薬局、薬店、ライオンズクラブ会員の施設等、地域団体の協力を得てポスターの掲示と一声運動を実施し、併せて店頭等に募金箱を設置して国連支援募金活動に協力した。



滋賀県

京都府	
活動状況	
① 6・26 ヤング街頭キャンペーン	令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、6・26 ヤング街頭キャンペーンは中止とした。 その代わりとして、府内保健所等に募金箱を設置し、広告媒体等を用いた国連支援募金への協力の呼びかけを行った。
② 地域団体キャンペーン	府内各種関係団体に対し、店頭等でのポスターの掲示や募金箱の設置を依頼し、キャンペーンの周知と国連支援募金への協力呼びかけを行った。 また、府内各大学・専門学校等に対し、ポスター掲示を依頼し、若年層への薬物乱用防止の呼びかけを行った。 その他、各地区薬物乱用防止指導員により小中学校

## 大阪府



京都府



大阪府

の児童等を対象とした薬物乱用防止教室が実施、リーフレットの配布がされ、薬物の危険性を伝えると共に本運動の周知がされた。

活動状況	
① 6・26 ヤング街頭キャンペーン	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を考慮し、地域の実情に応じて、県下5か所において街頭啓発キャンペーンを実施した。 街頭啓発キャンペーンでは、活動参加者は啓発用ビデオに加え、マスクや手袋等を着用し、人の滞留が無いよう活動範囲を点在させる等して感染拡大防止対策を講じつつ、啓発資材（リーフレット、ウエットティッシュ等）を配布したり、横断幕やのぼりを設置する等して、薬物乱用の害や危険性を訴えた。また、但馬地区では、ボイスカウトやガールスカウトの子供たちも参加して実施した。 また、街頭啓発キャンペーンを実施しなかった地区では、各事務所内での来庁者等への啓発資材の配布、ポスターや啓発パネル、募金箱等の設置、管内高等学校を対象に啓発資材を配布する等して、地域住民への啓発を行った。
② 地域団体キャンペーン	関係機関、協力団体・企業等の協力を得て啓発ポスターの掲示やリーフレットの配架等を実施するとともに、国連支援募金箱を設置することで、啓発並びに募金協力呼びかけを行った。また、7月の「少年非行・被害防止強調月間」に合わせて、イベント会場等においてポスター掲示、啓発メッセージ映像の放映、リーフレット・啓発物品の配布を行い、薬物乱用防止を訴えた。

## 兵庫県

活動状況	月 日	開催場所	活動主体	参加人員
本年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を考慮し、地域の実情に応じて、県下5か所において街頭啓発キャンペーンを実施した。 街頭啓発キャンペーンでは、活動参加者は啓発用ビデオに加え、マスクや手袋等を着用し、人の滞留が無いよう活動範囲を点在させる等して感染拡大防止対策を講じつつ、啓発資材（リーフレット、ウエットティッシュ等）を配布したり、横断幕やのぼりを設置する等して、薬物乱用の害や危険性を訴えた。また、但馬地区では、ボイスカウトやガールスカウトの子供たちも参加して実施した。 また、街頭啓発キャンペーンを実施しなかった地区では、各事務所内での来庁者等への啓発資材の配布、ポスターや啓発パネル、募金箱等の設置、管内高等学校を対象に啓発資材を配布する等して、地域住民への啓発を行った。	6月26日、6月27日、7月1日～7月7日（横断幕、のぼりの設置）	神戸市、尼崎市、加東市、豊岡市、丹波篠山市、計5か所	兵庫県、保健所設置市、兵庫県薬物乱用防止指導員協議会、各地区薬物乱用防止指導員協議会、ライオンズクラブ、ボイスカウト、ガールスカウト等	44人

府ホームページや府広報誌、公式Facebook、市町村広報誌等を利用した運動の周知並びに啓発を図った。  
③その他

金協力呼びかけを行った。また、7月の「少年非行・被害防止強調月間」に合わせて、イベント会場等においてポスター掲示、啓発メッセージ映像の放映、リーフレット・啓発物品の配布を行い、薬物乱用防止を訴えた。

月 日	6月26日
開催場所	和歌山市、岩出市、紀の川市 計4箇所
活動主体	和歌山県、和歌山県薬物乱用防止指導員 协議会、和歌山県薬物乱用対策推進本部、関係機関、関係団体 等
参加人員	93人

## 和歌山県

### 奈良県

#### 活動状況

① 6・26 ヤング街頭キャンペーン

今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

② 地域団体キャンペーン

関係団体や県内コンビニ及びショッピングモール等に、啓発ポスターの掲示や募金箱の設置を依頼し、啓発を行うと共に国連支援募金への協力を呼びかけた。



兵庫県

## 鳥取県



鳥取県



和歌山県

「ダメ。ゼッタイ。」を合い言葉に、リーフレット、キズバンド、ティッシュなどの啓発物品を配布した。  
② 地域団体キャンペーン  
関係団体等の協力により、啓発ポスターを店頭に掲示するとともに、医薬品関係業者、生活衛生関係業者の店舗や職場において、国連支援募金活動を実施した。

## 島根県

① 6・26 ヤング街頭キャンペーン  
新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止した。  
② 地域団体キャンペーン  
市町村、警察署、医療機関、薬局等の協力によりポスターの掲示やリーフレット等啓発資材の配布を行ったほか、各機関の窓口へ募金箱を設置し、国連支援募金への協力を呼びかけた。

## 岡山県

#### 活動状況

① 6・26 ヤング街頭キャンペーン

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、令和3年度の6・26 ヤング街頭キャンペーンの実施はありませんでした。

6・26 ヤング街頭キャンペーンを実施出来なかつた地区での代替となる普及啓発活動としては次のとおり。

- ・ 学校生徒保健委員会が主体となり、生徒が独自に作成した薬物乱用防止リーフレットを生徒から生徒へ校門前で配布した

- ・ 普及運動期間中に、高等学校に普及運動のリーフレット等の啓発資材を配布

- ・ 10・11月の麻薬・覚醒剤乱用防止運動にあわせ、高等學校へポスターの開催依頼をする予定

- ・ 各高等学校のホームルーム時間等に啓発資材を配布

- ・ 薬物乱用防止教室にあわせ、啓発資材を配布

- ② 地域団体キャンペーン  
関係機関の窓口等へ募金箱を設置し、国連支援募金への協力を呼びかけた。

機関等にもポスター、募金箱等を送付し啓発に努めた。  
また、国連支援募金への協力を依頼した。  
その他、「子ども向け薬物乱用防止リーフレット」を作成し、県内の関係機関や学校へ配布した。

① 6・26 ヤング街頭キャンペーン  
県内各地域の薬物乱用防止指導員協議会が中心となり、和歌山県警察、和歌山海上保安部、大阪税関和歌山税関支署、各少年センター、県内ライオンズクラブなどの関係機関・団体の協力を得て、駅前やショッピングセンター前などで、のぼりを掲げ、「薬物乱用はダメ。ゼッタイ。」を合い言葉に、リーフレット、キズバンド、ティッシュなどの啓発物品を配布した。

② 地域団体キャンペーン  
各団体はもとより、各市町村及び県庁並びに県地方

## 広島県

### 活動状況

①6・26 ヤング街頭キャンペーンは、新型コロナウイルス感染拡大の影響により実施を見送ったため、代替となる活動を次のとおり行った。

- ②保健所内の掲示スペースにポスターを掲示した。
- ③ラジオ番組に出演した。

(1) 【日時】令和3年6月21日(月)～6月25日(金) 18：30頃

【活動主体】広島県東部保健所生活衛生課

【番組・コーナー名】「安全安心一口メモ」(FMみはら)

【概要】薬物乱用防止の啓発活動について、パーソナリティと対話形式で、生放送を行った。

(2) 【日時】令和3年6月16日(水) 7：45頃

【活動主体】広島県健康福祉局薬務課

【番組・コーナー名】おはよう中国「暮らしの安全」(NHK広島放送局)

【概要】近年増加傾向にある若者の大麻乱用を誘われたときの断り方、薬物の健康への影響等についてアナウンサーと対話をを行い、薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」を視聴者に呼び掛けた。

## 山口県

### 活動状況

①6・26 ヤング街頭キャンペーン

昨年度に引き続き、今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

②地域団体キャンペーン

山口県において、薬物乱用防止普及啓発に係るポ

スターや令和2年度薬物乱用防止ポスター及び標語の入賞作品の展示を行った。また、啓発物(リーフレット、クリアファイル等)も配置し、薬物乱用の恐ろしさを来庁者に訴えた。(6月21日～7月2日)  
また、各種関係機関・団体等の協力を得て、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動のポスターの掲示や、リーフレットの配布を行った。  
③その他  
薬物乱用防止啓発のデジタルチラシ(タブレットや電子掲示版用)を作成し、活用した。

④その他の  
薬物乱用防止啓発のデジタルチラシ(タブレットや電子掲示版用)を作成し、活用した。



山口県

## 徳島県

### 活動状況

①6・26 ヤング街頭キャンペーン

薬物乱用防止地区協議会を活動主体として、例年実施をしてきた6・26ヤング街頭キャンペーンは、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響のため、中止となつた。

三好地区においては、阿波ライオンズクラブ会員と池田高校のJRC部員が6月25日に同校前で薬物乱用防止の呼び掛けや啓発資料の配布を行った。

②地域団体キャンペーン  
薬物乱用防止地区協議会及び薬物乱用防止指導員を活動主体として、県内市町村役場、各事業所、店舗等の協力を得て、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動のポスターの掲示や募金箱の設置を行い、国連支援募金活動を実施した。

## 香川県

### 活動状況

①6・26 ヤング街頭キャンペーン

今年度も昨年度同様に、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、パレードは中止とした。



徳島県

### 活動状況

①6・26 ヤング街頭キャンペーン

昨年度に引き続き、今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

②地域団体キャンペーン

山口県健康福祉部薬務課

### 活動状況

①6・26 ヤング街頭キャンペーン

昨年度に引き続き、今年度も新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。

活動主体	開催場所	月 日	愛媛県
			香川県
愛媛県、愛媛県薬物乱用防止指導員協議会（愛媛県保護司会連合会、ライオンズクラブ、愛媛県薬剤師会、愛媛県薬業協会、愛媛県少年警察ボランティア協会、販社協会、愛媛県配置薬協会、愛媛県登録販売者協会）	四国中央市、新居浜市、今治市、松山市、八幡浜市、西予市、宇和島市の計7ヶ所	6月15日～7月16日	



香川県

県下4カ所の薬物乱用防止対策連絡協議会が中心となつて、市町、警察署、ライオンズクラブ、ロータリークラブ、その他医療・衛生関係機関等の協力を得て、県内の各施設において募金箱の設置やポスターの掲示を行つた。

東讃地区においては、社会を明るくする運動の中上で記開催場所にて街頭啓発活動として非接触型の資材配布を行つた。

また中讃保健所では、啓発ポスターだけでなく啓発用垂れ幕を掲示して薬物乱用防止の啓発に努めた。

活動主体	開催場所	高知県
		愛媛県
高知県、高知県薬物乱用防止推進連合協議会、東部・中央東・高知市・中央西・高陵・幡多の各地区薬物乱用防止推進協議会、ヤングボランティア（ボーアスカウト、小学生、中学生、高校生、大学生等）、民生委員、保護司、ライオンズクラブ国際協会336-A地区、関係行政機関職員	高知県内一円	6月20日～7月19日



愛媛県

創膏、その他ポケットティッシュ等の啓発資材を配布し、薬物乱用のない社会環境づくりを目指し、薬物乱用防止を広く県民に呼びかけた。

活動状況	開催場所	福岡県
		香川県
① 6・26 ヤング街頭キャンペーン 例年、県下6地区の薬物乱用防止推進協議会が中心となり、ヤングボランティア等の協力を得て、パレード等の街頭キャンペーンを実施し、薬物乱用防止の啓発資料の配布や募金活動等を行つてゐるが、新型コロナウイルス感染症の影響により、各地区的状況に応じて、イベントの中止もしくは実施の延期を検討している。 ② 地域団体キャンペーン 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動賛・後援団体に対し、リーフレットの配布、ポスター掲示及び募金箱設置の依頼を行うなど啓発活動に努めた。	県、県薬物乱用対策推進本部、ライオンズクラブ国際協会、（公社）福岡県医師会、（公社）福岡県薬剤師会、（公社）福岡県医薬品登録販売者協会、福岡県医薬品卸業協会、（公社）福岡県製薬工業協会、福岡県医療機器協会、福岡県保護司会連合会、福岡県更生保護女性連盟、福岡県BBS連盟、日本ボースカウト福岡県連盟、（公社）ガールスカウト福岡県連盟	6月20日～7月19日



福岡県

支援募金箱の設置等の協力を依頼した。  
県庁において、薬物乱用を県民に広く周知するため、懸垂幕を掲示した。

## 佐賀県

支援募金箱の設置等の協力を依頼した。  
県庁において、薬物乱用を県民に広く周知するため、懸垂幕を掲示した。



佐賀県

月 日	開催場所	活動主体	参加人員	活動状況
7月17日	鳥栖市	佐賀県、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実行委員会、薬剤師会、保護司会連合会、少年補導員連絡協議会、地域婦人連絡協議会、高等学校、ライオンズクラブ、B-S連盟、ボーカルカウト、ガールスカウト、警察署等	4人	① 6・26 ヤング街頭キャンペーン 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保健福祉事務所単位で行う街頭キャンペーンは中止した。 薬務課主催で、サッカースタジアムにおいて、リーフレット、絆創膏、標語入ポケットティッシュ一式の啓発資材、薬物乱用防止の広告を入れたサッカーブラブの応援うちわを配布しながら、街頭キャンペーンを実施した。 ② 地域団体キャンペーン 各協力団体、市町、県警本部、県庁各機関等において、ポスターの掲示による啓発や募金箱の設置により国連支援募金活動を実施した。

## 長崎県

6月26日、7月1日、7月11日

月 日	開催場所	活動主体	参加人員	活動状況	
平戸市、壱岐市、新上五島町 合計2市1町3か所	長崎県薬務行政室、薬物乱用防止指導員協議会、長崎県警察本部、長崎県薬剤師会、長崎県医薬品登録販売者協会、長崎県保護司会連合会、長崎県防犯協会連合会、ライオンズクラブ国際協会337-C地区、長崎県医薬品配置協会、日本ボイスカウト長崎県連盟、長崎県PTA連合会、長崎BBS連盟、長崎税関、各市町等	1,151名	① 6・26 「ダメ。ゼッタイ」ヤング街頭キャンペーン 県、薬物乱用防止指導員協議会が中心となり、関係機関・民間団体等の協力を得て、県下3か所において実施した。なお、今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域を限定して実施した。 人が多く集まるショッピングセンター等を会場において、薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」を合言葉に、通行人、買物客等に対し、啓発資料（リーフレット・ポケットティッシュ・カットパン等）を配布するとともに国連支援募金への協力をを行い、薬物乱用防止への理解と協力を呼びかけた。 ② 地域団体キャンペーン 各団体の協力を得て関係施設に啓発用ポスターの掲示及び国連支援募金箱を設置して国連支援募金活動に協力した。また、県庁舎に「ダメ。ゼッタイ。」普及横断幕を掲示し、啓発活動を行った。 ● 青少年への啓発活動 全国高校野球選手権長崎大会（甲子園予選）において、長崎市の県営ビッグNスタジアム及び佐世保市総合グラウンド野球場にて「ダメ。ゼッタイ。」普及横断幕を設置し、来場者に対し啓発を行った。また、県内自動車学校等若者が多く集まる場所でポスターを掲示し、チラシの配布を行った。		

## 熊本県

月 日	開催場所	活動主体
6月20日～7月19日	県内一円	熊本県、熊本県薬物乱用対策推進本部、熊本県薬物乱用防止指導員連合協議会、ライオンズクラブ国際協会337-E地区、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動熊本県実行委員会、各市町村、熊本県教育委員会、（公社）熊本県医師会、（一社）熊本県歯科医師会、（公社）熊本県歯科薬剤師会、（一社）熊本県医薬品登録販売者協会、（一社）熊本県医薬品配置協会、熊本県製薬協会、熊本県医薬品卸業協会、熊本県歯科用品商組合、日本薬局協勵会熊本県支部、阿蘇製薬（株）、（株）再春館製薬所、リバテープ製薬（株）、K.Mバイオロジクス株式会社、（二財）化学及血清療法研究所、熊本県保護司会連合会、熊本県防犯協議会連合会、熊本県少年警察ボランティア連絡協議会、熊本県社会教育委員連絡協議会、熊本県地域婦人会連絡協議会、熊本県更生保護女性連盟等



長崎県

参加人員	6人
<b>活動状況</b>	
① 6・26 ヤング街頭キャンペーン 新型コロナウイルス感染症の感染防止等の観点から、地域の実情に応じて中止や規模縮小を含め対応することとした。また、麻薬・覚醒剤乱用防止運動期間中（10月～11月）にあわせ、住民等に対しても声掛けや啓発資材の配布等を予定している。	
② 地域団体等キャンペーン 県内各保健所、薬局・医薬品販売業者、病院、自衛隊駐屯地等の各種団体・機関において、ポスターの掲示による啓発及び国連支援募金への協力依頼を行った。	



熊本県

参加人員	13人
<b>活動状況</b>	
① 6・26 ヤング街頭キャンペーン 各関係機関、関係団体、市町村、大学等に対して、ポスターの掲示や国連支援募金への協力依頼を行った。	

活動状況	① 街頭キャンペーン 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、街頭キャンペーンは中止とした。 期間中に、次のことを実施した。 ① 国連支援募金発（県広報誌への掲載） （国連支援募金及びポスター等の掲示） ② 県の広報機関を利用した普及啓発（県内各関係機関への普及・啓発依頼）
<b>活動状況</b>	
② 地域団体キャンペーン ・ 大分県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実行委員会委員や地域の団体・企業等の協力を得て、ポスターの掲示、募金箱を設置した。 ③ その他 ・ 期間中交通量の多い大分市内の歩道橋一ヵ所、「佐伯市、別府市の歩道橋一ヵ所に「ダメ。ゼッタイ。」普及運動の横断幕を掲示し、啓発活動を行った。 ・ 小中学校に対して、薬物乱用防止及び薬の適正使用についてほけんだより等への掲載を依頼した。（一部地域） ・ 大分県の広報媒体であるFacebook及びホームページ等で薬物乱用防止を呼びかけた。 ④ 地域団体キャンペーン ・ 後援団体等の協力を得て、募金箱の設置やポスターの掲示を行うとともに、各種研修等において啓発活動を開催した。	



鹿児島県

# 「第五次薬物乱用防止五か年戦略」フォローアップの概要

令和3年6月25日  
薬物乱用対策推進会議

## [令和2年の薬物情勢]

- 薬物事犯の検挙人員は、14,567人 (+707人/+5.10%)と前年より増加した。うち、覚醒剤事犯の検挙人員は、8,654人 (-76人/-0.87%)と前年に引き続き1万人を下回った。一方、大麻事犯の検挙人員は、5,260人 (+690人/+15.10%)と7年連続で増加し、過去最多を更新した。
- 覚醒剤の押収量は824.4kg (-1,825.3kg/-68.89%)、乾燥大麻の押収量は299.1kg (-131.0kg/-30.46%)と、いずれも前年より減少した。  
一方、コカインの押収量は821.7kg (+181.8kg/+28.41%)、MDMA等錠剤型合成麻薬の押収量は106,308錠 (+32,393錠/+43.82%)と前年より大幅に増加した。
- 薬物密輸入事犯の検挙件数は、286件 (-278件/-49.29%)、検挙人員は330人 (-265人/-44.54%)と、いずれも前年より減少した。
- 30歳未満の検挙人員は、覚醒剤事犯は前年より減少したが、大麻事犯は7年連続で増加して過去最多を更新し、大麻事犯全体の検挙人員の66.7% (+9.3P)となった。
- 覚醒剤事犯の再犯者率は、68.6% (+2.6P)と14年連続で増加し、過去最高を更新した。
- 危険ドラッグ事犯の検挙人員は、159人 (-41人/-20.5%)と前年よりさらに減少した。

## 目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

- 薬物の専門知識を有する各関係機関の職員等が連携し、学校等において薬物乱用防止教室を実施したほか、各種啓発資料の作成・配付を行った。〔文科・警察・法務・財務・厚労〕
- 乱用の拡大が懸念される若年層に対し、薬物乱用の危険性・有害性に関する正しい知識を普及するため、新入社員等を対象とした薬物乱用防止講習や児童・保護者等を対象とした出前講座の実施、有職・無職少年を対象とした薬物乱用防止読本の作成・配布、政府広報としてインターネット広告やラジオ番組等による情報発信等の広報啓発活動を実施した。〔内閣府・警察・総務・文科・厚労〕
- 各種運動、薬物乱用防止に関する講演、街頭キャンペーン等、地域住民を対象とした広報啓発活動を実施するとともに、ウェブサイトやリーフレット等の啓発資材に相談窓口を掲載し、広く周知した。〔内閣府・警察・消費者・法務・財務・文科・厚労〕
- 海外渡航者が安易に大麻に手を出さないよう、法規制や有害性を訴えるポスターの活用を図ったほか、ウェブサイトやSNS等で注意喚起を実施した。〔警察・外務・財務・厚労〕

## 目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

- 「依存症対策総合支援事業」の実施により、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定を推進するとともに、「依存症対策全国拠点機関設置運営事業」により医療従事者の依存症治療に対する専門的な能力の向上と地域における相談・治療等の指導者となる人材の養成を実施した。〔厚労〕
- 薬物事犯により検挙され、保護観察処分が付かない執行猶予判決を受けた者等、相談の機会が必要と認められる薬物乱用者に対して、再乱用防止プログラムの実施を強化するとともに、パンフレットを配布して全国の精神保健福祉センターや家族会等を紹介するなど情報提供を実施した。〔厚労・警察〕
- 薬物事犯者の処遇プログラムを担当する職員への研修等の実施により、職員の専門性向上を図るとともに、関係機関と連携し、各機関が有する責任、機能又は役割に応じた支援を切れ目なく実施した。〔法務・厚労〕
- 保健所、精神保健福祉センター、民間支援団体等と連携して家族会等を実施するとともに、再非行に走る可能性のある少年やその保護者に対し、積極的に指導・助言等の支援活動を行った。〔法務・厚労・警察〕

### 目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

- 通信傍受、コントロールド・デリバリー等の捜査手法の効果的な活用に努め、薬物密売組織の中核に位置する首領や幹部に焦点を当てた取締りを推進した結果、令和2年中、首領・幹部を含む暴力団構成員等4,408人を検挙した。〔警察・法務・財務・厚労・海保〕
- 令和2年中、麻薬特例法第11条等に基づく薬物犯罪収益等の没収規定を66人に、同法第13条に基づく薬物犯罪収益等の追徴規定を211人にそれぞれ適用し、没収・追徴額の合計は約1億6,010万円に上った。〔法務〕
- 迅速な鑑定体制を構築し、未規制物質や新たな形態の規制薬物の鑑定に対応するため、資機材の整備を行うとともに、薬物分析手法にかかる研究・開発を推進し、会議等を通じ関係省庁間で情報を共有した。〔警察・財務・厚労・海保〕
- 大麻の乱用拡大や諸外国における大麻を使用した医薬品の上市等を踏まえ、医学、薬学、法学の有識者を構成員とする「大麻等の薬物対策のあり方検討会」を開催し、今後の薬物対策のあり方などについて議論を行った。〔厚労〕

### 目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

- 関係機関において緊密な連携を取り、捜査・調査手法を共有した結果、統一的な戦略の下に効果的、効率的な取締りが実施され、令和2年中、水際において、約1,906キログラムの不正薬物の密輸を阻止した。〔警察・財務・厚労・海保〕
- 麻薬等の原料物質に係る輸出入の動向及び使用実態を把握するため、国連麻薬統制委員会（I N C B）と情報交換を行うとともに、関係機関と連携し、麻薬等の原料物質取扱業者に対し、管理及び流通状況等にかかる合同立入検査等を実施した。〔厚労・経産・海保〕
- 訪日外国人の規制薬物持ち込み防止のため、関係省庁のウェブサイト等での情報発信に加え、民間団体等に対して広報協力の働きかけを行うとともに、国際会議や在外関係機関を通じて広報・啓発を実施した。〔警察・財務・厚労・海保〕

### 目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

- 國際捜査共助等を活用し、國際捜査協力を推進するとともに、國際的な共同オペレーションを進めた結果、薬物密輸入事案を摘発した。〔法務、警察、財務、厚労、海保〕
- 第63会期国連麻薬委員会（C N D）会期間会合、アジア太平洋薬物取締機関長会議（H O N L A P）臨時会合等に出席し、参加各国における薬物取締状況や薬物の密輸動向及び取締対策等に関する情報を入手するとともに、国際機関や諸外国関係者等と積極的な意見交換を行い、我が国の立場や取組について情報共有を図った。〔警察・外務・財務・厚労・海保〕

#### 【当面の主な課題】

令和2年の我が国の薬物情勢は、大麻事犯の検挙人員が7年連続で増加し、4年連続で過去最多を更新するなど、大麻乱用の拡大が顕著であり、「大麻乱用期」とも言える状況となっている。特に、30歳未満の大麻事犯は、大麻事犯全体の65%以上を占めており、若年層における乱用拡大が懸念されている。一方で、諸外国において大麻に由来する医薬品が上市され、国際会議等においても大麻の医療用途等への活用に向けた議論が行われている。こうしたことから、取締りのより一層の強化や若年層に焦点を当てた効果的な広報・啓発活動を推進するとともに、「大麻等の薬物対策のあり方検討会」における議論の結果も踏まえ、社会状況の変化や国際的な動向等も踏まえた今後の薬物対策のあり方について、引き続き検討する必要がある。

また、本年は東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が見込まれており、今後、貨物等に隠匿して密輸入する事犯等の増加が懸念されることから、国内外の関係機関が連携を強化し、コントロールド・デリバリー捜査を積極的に活用するなど、徹底した水際対策を実施する必要がある。

覚醒剤事犯の検挙人員は前年に引き続き1万人を下回ったものの、再犯者率は14年前から現在まで上昇し続け、上昇に歯止めがかかっていない状況であることから、関係省庁との連携を強化し、薬物乱用者に対する適切な治療・処遇と効果的な社会復帰支援をこれまで以上に推進する必要がある。

## 〔参考データ〕

## ●全薬物事犯検挙人員

(人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2
検挙人員	14,200	13,881	13,292	13,437	13,887	13,841	14,019	14,322	13,860	14,567

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

（注）覚醒剤、大麻、麻薬・向精神薬、あへん事犯の検挙人員の合計。

## ●覚醒剤事犯検挙件数、検挙人員

(件、人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2
検挙件数	17,109	16,689	15,472	15,571	16,168	15,374	14,496	14,289	12,155	12,292
検挙人員	12,083	11,842	11,127	11,148	11,200	10,607	10,284	10,030	8,730	8,654

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

## ●覚醒剤以外の薬物事犯検挙人員

(人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2
大麻	1,759	1,692	1,616	1,813	2,167	2,722	3,218	3,762	4,570	5,260
麻薬・向精神薬	346	341	540	452	516	505	505	528	558	638
コカイン	99	66	48	66	103	153	185	217	213	204
ヘロイン	19	30	20	7	3	0	9	10	7	7
MDMA等錠剤型合成麻薬	86	40	22	35	29	37	41	57	90	219
あへん	12	6	9	24	4	7	12	2	2	15

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

## ●薬物押収量

(kg、MDMA等錠剤型合成麻薬は錠)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2
覚醒剤	350.9	466.6	846.5	570.2	431.8	1,521.4	1,136.6	1,206.7	2,649.7	824.4
乾燥大麻	141.1	332.8	198.0	166.6	104.6	159.7	270.5	337.3	430.1	299.1
大麻樹脂	28.4	42.5	1.2	36.7	3.9	1.0	21.9	3.1	14.8	3.6
コカイン	28.8	6.9	124.1	2.3	18.6	113.3	11.6	157.4	639.9	821.7
ヘロイン	3.6	0.1	3.8	0.0	2.0	0.0	70.3	0.0	16.7	14.8
あへん	7.6	0.2	0.2	0.2	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0
MDMA等錠剤型合成麻薬	27,187	3,708	2,147	608	1,074	5,122	3,244	12,307	73,915	106,308

出典：警察庁、財務省、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

## ●少年の覚醒剤事犯の検挙人員

(人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2
総数	185	148	125	94	119	136	93	98	97	99
うち中学生	4	3	1	2	1	7	0	3	3	0
うち高校生	25	22	15	12	14	18	8	13	10	11

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

## ●少年及び20歳代の覚醒剤事犯の検挙人員

(人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2
総数	2,420	2,131	1,682	1,489	1,556	1,437	1,334	1,285	1,151	1,114
うち少年	185	148	125	94	119	136	93	98	97	99
うち20歳代	2,235	1,983	1,557	1,395	1,437	1,301	1,241	1,187	1,054	1,015

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

## ●少年の大麻事犯の検挙人員

(人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2
総数	82	67	61	80	144	211	301	434	615	899
うち中学生	1	0	0	3	3	2	2	7	6	8
うち高校生	15	18	10	18	24	32	53	74	110	159

出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

## ●少年及び20歳代の大麻事犯の検挙人員

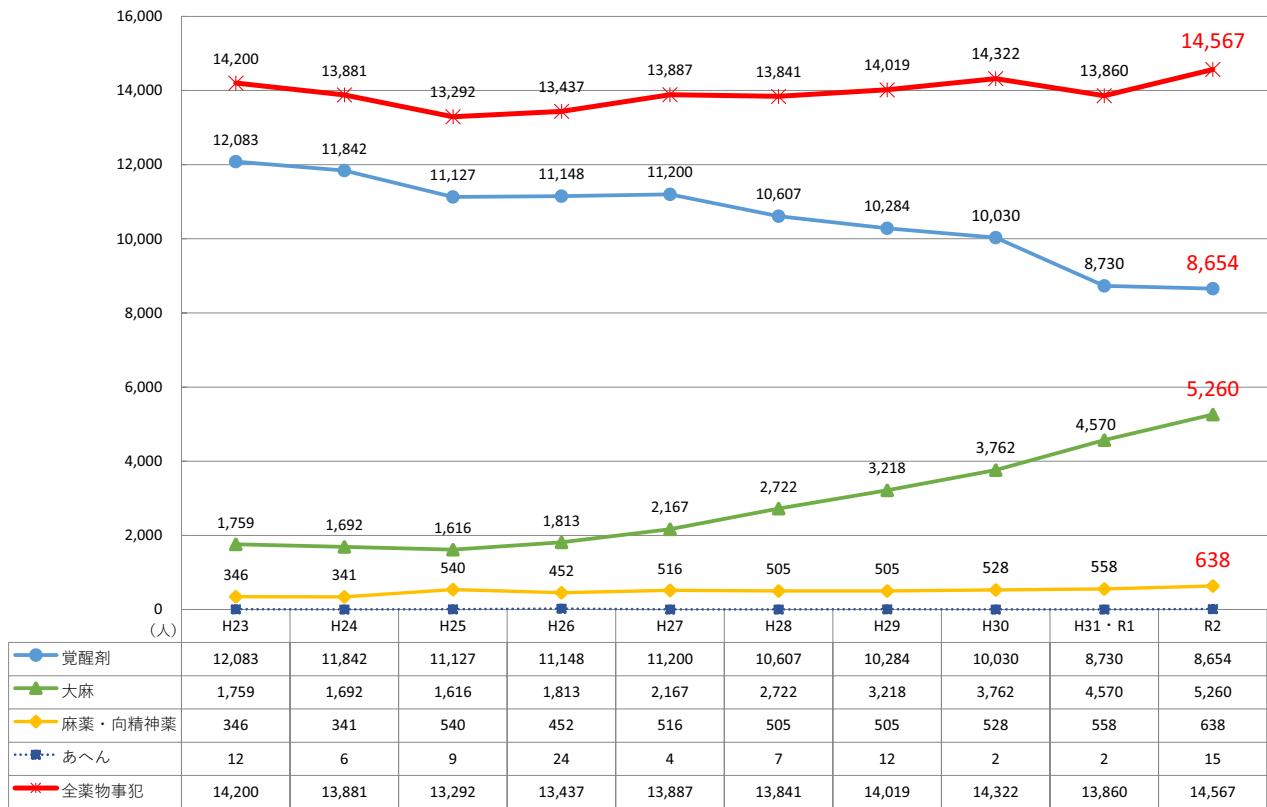
(人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31・R1	R2
総数	926	809	712	745	1,049	1,237	1,519	2,007	2,622	3,511
うち少年	82	67	61	80	144	211	301	434	615	899
うち20歳代	844	742	651	665	905	1,026	1,218	1,573	2,007	2,612

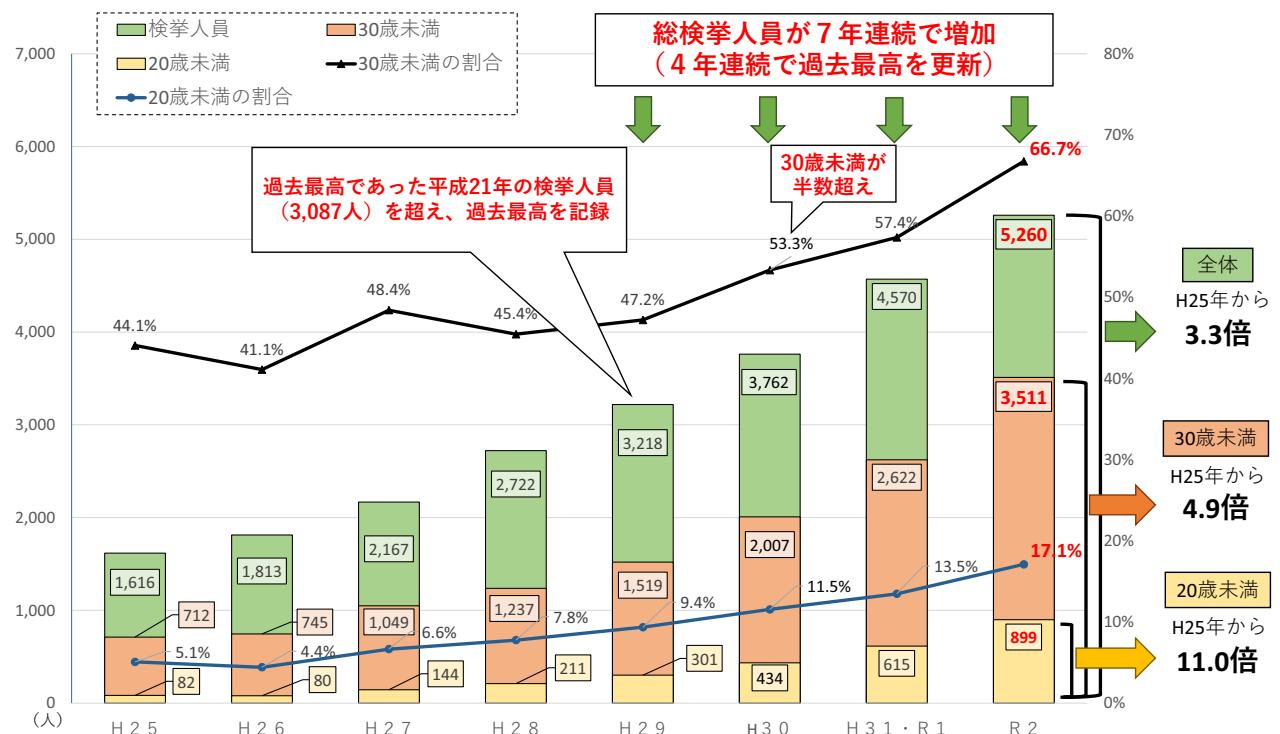
出典：警察庁、厚生労働省、海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

## 薬物事犯検挙人員の推移

- 薬物事犯全体の検挙人員は、昨年より増加し、**過去10年で最多**
- 大麻事犯の検挙人員は、**7年連続で増加**し、**過去最多を更新**
- 麻薬事犯の検挙人員は、**過去10年で最多**



## 大麻事犯における検挙人員の推移（年齢別）



# 「大麻等の薬物対策のあり方検討会」について

## 設置趣旨

- 我が国における薬物行政については、戦後制定された薬物4法を基本として、取締りをはじめとした各種施策が実施されてきたところであるが、このような取組の結果、違法薬物の生涯経験率<sup>\*</sup>は諸外国と比較して、著しく低くなっているなど、高い成果を挙げてきている。  
※ 違法薬物の生涯経験率は、欧米では30%から40%程度であるが、日本は2%程度。
- 一方で、大麻事犯が増加傾向にあり、特に、若年層における大麻乱用の急増や、再犯率が増加しているとともに、大麻ワックスなど人体への影響が高い多様な製品の流通が拡大している。
- また、昨今、医療技術の進展等を踏まえ、諸外国において、大麻を使用した医薬品が上市されているとともに、CND（国連麻薬委員会）においても、大麻の医療用途等への活用に向けた議論が進められているところである。
- このような社会状況の変化や国際的な動向等も踏まえつつ、今後の薬物対策のあり方を議論するため、標記検討会を設置する。

## 検討項目

- 大麻規制のあり方を含めた薬物関連法制のあり方
- 再乱用防止対策（依存症対策）を始めとした薬物関連施策のあり方 等

## 構成員等

- 構成員は下記のとおり。
- 令和3年1月に第1回会合を開催。令和3年6月を目途に一定のとりまとめを予定。
- 議事は公開とする。

### 構成員

太田 達也	慶應義塾大学法学部 教授
岡崎 重人	特定非営利活動法人 川崎ダルク支援会理事長
小林 篤子	読売新聞東京本社 社会保障部長
嶋根 卓也	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部心理社会研究室 室長
鈴木 勉	学校法人 湘南ふれあい学園 湘南医療大学薬学部長 教授
藤野 彰	公益財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センター 理事長 一般社団法人 国際麻薬情報フォーラム 代表理事
船田 正彦	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部依存性薬物研究室 室長
堀尾 貴将	森・濱田松本法律事務所 弁護士
松本 俊彦	国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 精神保健研究所 薬物依存研究部部長
和田 清	埼玉県立精神医療センター 依存症治療研究部 顧問 昭和大学 薬学部基礎医療薬学（毒物学部門）客員教授

(氏名五十音順)

その他 麻薬製造業者関係者 1名、自治体関係者 1名

(計12名)

## 開催状況

第1回 令和3年1月20日

　　薬物対策の現状と課題

第2回 令和3年2月25日

　　大麻を取り巻く環境と健康への影響

第3回 令和3年3月16日

　　再乱用防止と依存症対策

第4回 令和3年3月31日

　　薬物の適正使用

　　大麻由来医薬品の医療への活用  
(聖マリアンナ医科大学脳神経外科  
准教授 太組一朗先生)

第5回 令和3年4月23日

　　日本の麻文化を守るために（日本麻  
協議会事務局代表 若園和朗様、日

本麻振興会代表理事 大森由久様)

　　とりまとめに向けた今後の検討課題

第6回 令和3年5月14日

　　とりまとめ素案

第7回 令和3年5月28日

　　とりまとめ（案）

第8回 令和3年6月11日

　　とりまとめ

## 「大麻等の薬物対策のあり方検討会」とりまとめを踏まえた大麻取締法の見直しの方向

### ◆ 現行規制

	医薬品*	成分規制	所持罪	使用罪
大麻	×	× (葉、花穂など、大麻の部位による規制)	○ 5年以下の懲役	× (酔いのそれが あることから、使用罪を 設けず所持罪のみ)



### ◆ 見直しの方向

大麻	○ Ex) エピディオレックス(日本未承認)	○ Ex) THC(テトラヒドロカンナビノール)**** ※大麻草由来のもののみ	○ 5年以下の懲役	○***
麻薬	○ Ex) モルヒネ塩酸塩、オキノーム散、フェントステープ等	○ Ex) モルヒネ、オキシコドン、フェンタニル、THC等 ※THCについては化学合成のもののみ	○ ヘロイン:10年以下の懲役 その他の麻薬:7年以下の懲役	○ ヘロイン:10年以下の懲役 その他の麻薬:7年以下の懲役
覚醒剤	○ Ex) ヒロポン、アデラール(日本未承認)	○ Ex) アンフェタミン、メタンフェタミン	○ 10年以下の懲役	○ 10年以下の懲役

※)自己の疾病的治療のための携帯輸出入は、麻薬は認められているが覚醒剤は認められていない

※※)ただし、12名の委員のうち3名が反対

※※※)THCは幻覚作用等の有害な精神作用を示す一方、同じ大麻に含まれる成分であるCBD(カンナビジオール)は幻覚作用を有さない

## 「大麻等の薬物対策のあり方検討会」とりまとめ（ポイント）

### 成分に着目した規制

大麻取締法においては、大麻草の部位による規制を行っているところであるが、実態としてはTHC（テトラヒドロカンナビノール）という有害成分に着目して取締りを行っていることや、規制すべき物質は有害な精神作用を示すTHCであることから、大麻草が含有する成分（THC）に着目した規制に見直すことが適当である。

### 大麻から製造された医薬品の施用に関する見直し

WHO勧告により大麻から製造された医薬品の有用性が認められる等、近年の諸外国の動向やその医療上の有用性を踏まえて、現行の麻薬及び向精神薬取締法に規定される免許制度等の流通管理の仕組みの導入を前提として、大麻から製造された医薬品の製造や施用を可能とすべきである。

### 大麻の「使用」に対する罰則

法制定時に大麻の使用に対する罰則を設けなかった理由である「酔い」は現状において確認されず、大麻から製造された医薬品の不正使用の取締りの観点や他の薬物法規との整合性の観点からは、大麻の使用に対し罰則を科さない合理的な理由は見い出し難い。

また、使用に対する罰則が規定されていないことが、「大麻を使用してもよい」というメッセージと受け止められかねない状況にあることから、他の薬物法規と同様、大麻の使用に対し罰則を科すことが必要であるという意見が多かった。

一方、国際的な回復支援の流れに逆行することになるのではないか、使用罪の導入が大麻使用の抑制につながるという論拠が乏しい、大麻事犯の検挙者数の増加に伴い、国内において、暴力事件や交通事故、また、精神障害者が増加しているという事実は確認されておらず、大麻の使用が社会的な弊害を生じさせているとはいえない、刑罰により罰することは孤立を深め、スティグマを助長するなどの理由から、3名の委員より反対意見があった。

### 再乱用防止と社会復帰支援の推進

刑事司法関係機関等における社会復帰に繋げる指導・支援、医療提供体制に係る取組の継続及び地域社会における本人・家族等への支援体制の充実により、再乱用防止と社会復帰支援を進めていく必要がある。

# 大麻等の薬物対策のあり方検討会とりまとめ

～今後の大麻等の薬物対策のあり方に関する基本的な方向について～

## はじめに

我が国の薬物対策は、大麻取締法（昭和23年法律第1号）、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）及びあへん法（昭和29年法律第71号）を中心として、関係機関の連携による取締りをはじめとした各種施策が実施されてきたところであり、違法薬物使用の生涯経験率は諸外国と比較して著しく低いなど、一定の成果を挙げてきた。

一方で、近年、大麻事犯が増加傾向にあり、若年層における大麻<sup>①</sup>事犯も急増しているとともに、大麻リキッドや大麻ワックスなど人体への影響がより強力な違法製品の流通が拡大している。

大麻については、World Drug Report（世界薬物報告）<sup>②</sup>で報告されているとおり、世界で最も乱用されている薬物であり、150カ国以上の国・地域が批准している国際条約（麻薬に関する單一約定（1961年））以下「麻薬單一約定」という。において、条約制定当初から、最も厳格な規制対象として位置づけられてきている。また、昨今、諸外国において、大麻から製造された医薬品が上市され、CND（国連麻薬委員会）においても、大麻が引き続き約束上最も厳格な規制対象であるスケジュールIであることに変わりはないものの、大麻から製造された医薬品の医療用途等への活用を踏まえて規制カタゴリーの変更が行われたところである。

「大麻規制のあり方」の検討を中心に、「社会復帰支援を柱とする薬物乱用者に対する再乱用防止対策」、「医療用麻薬及び向精神薬の規制」、「一次予防、二次予防、三次予防」にも配慮した「普及啓発及び情報提供」につ

いて議論を行った。

この「とりまとめ」は、これまで計8回にわたって議論を行った内容について、とりまとめたものである。

## 第1 大麻規制のあり方

### 1. 大麻をとりまく状況

#### （1）薬物事犯に関するこれまでの経緯と取組

我が国における薬物乱用は、ヒロボンの流出等による第一次覚醒剤乱用期を皮切りに、続く第二次及び第三次覚醒剤乱用期を経て、また近年では危機ドラッグなどの新たな薬物の乱用が見られたことや、インターネットやSNS等による薬物の不正取引形態の多様化や巧妙化が進んできたが、都度、薬物法規の改正や関係機関の連携により、取締りを強化し、薬物乱用の拡大を防いできた。

平成30（2018）年には、薬物事犯の国際化を見据えた水際対策、未規制物質又は使用実態の変化した薬物への対応、及び関係機関との連携を通じた乱用防止対策を重点に置いた「第五次薬物乱用防止五か年戦略」（平成30年8月3日薬物乱用対策推進会議決定）を策定し、薬物乱用防止対策を一層強化している。

こうした取組の結果、我が国の違法薬物使用の生涯経験率は、諸外国と比較して著しく低く、特に大麻使用の

生涯経験率については、欧米各国が20～40%台であるのに対し我が国では令和元（2019）年において1・8%にとどまっている。<sup>③</sup>

### （2）近年の大麻に係る状況

上記（1）のとおり、諸外国と比較して、我が国の違法薬物使用の生涯経験率は著しく低い水準にとどまっている

る一方で、令和2（2020）年には大麻事犯の検挙人員が7年連続で増加し、過去最高を更新した。特に30歳未満の検挙人員は7年連続で増加し、全体に占める割合は65%を記録（20歳未満の検挙人員も6年連続で増加し、9）年において1・8%と諸外国と比較して著しく低い水準にあるものの、平成19（2007）年の0・8%と比較すると2倍以上となつており、過去1年間の経験者数については最低でも9・2万人存在すると推計されている。<sup>④</sup>

このような状況に至った背景には、インターネットやSNS等の普及により違法薬物に関する様々な情報へのアクセスが容易となり、若年層が大麻入手しやすい環境にあることや、一部の国や州における大麻の合法化について、その合法化された背景、合法化の範囲や使用に係る制限などの正確な情報が伝わっていない一方で、大麻に有害性はない、大麻は健康に良い等の誤った情報がインターネット等で氾濫していることに一因があると考えられる。

一方、令和2（2020）年WHO勧告により、麻薬単一約上の大麻の規制スケジュールが変更され、大麻から製造された医薬品に医療上の有用性が認められたところである。実際に諸外国ではエピディオレックス（商品名）を始めとする大麻から製造された医薬品が難治性のてんかん治療薬として承認され、大麻由来の成分について医療用途等への活用が行われている。

#### （3）大麻が健康に与える影響、大麻の有害性

##### ①国際機関や諸外国における状況

米国の一州において、医療目的以外の目的での大麻の使用が合法化されたが、INCB（国際麻薬統制委員会）は平成30（2018）年の年次報告書において、麻薬単一約に違反すると懸念を表明している。

また、嗜好用大麻を合法化している国や州でも、政府ウェブサイトで大麻使用の健康への悪影響を示すとともに、法律においても一定年齢未満の青少年の使用を禁止する等、使用に制限を課しており、違反した場合には厳しい罰則を規定している<sup>(6)</sup>。WHO（世界保健機関）も、同じく大麻の健康に対する悪影響を示している<sup>(7)</sup>。

さらに、嗜好用大麻を合法化した米国コロラド州では、交通事故発生率の増加、大麻摂取による救急搬送数の増加、違法行為である21歳未満の大麻使用の割合の増加等の有害事象が報告されている<sup>(8)</sup>。

なお、令和2（2020）年WHO勧告により麻薬單一条約上の大麻の規制スケジュールが変更されたものの、大麻から製造された医薬品に医療上の有用性が認められたことによる変更であり、従前と変わらず、大麻が「乱用のおそれがあり、悪影響を及ぼす物質」としてスケジュールIの規制を受けることに変更はない。

## ②国内外における研究や調査

これまでの研究のまとめでは、大麻の使用による健康への悪影響が指摘されている<sup>(9)</sup>。

本検討会で紹介した文献においても、大麻の薬物依存性に関しては、「覚せい剤やコカインと比較すると軽度であるとの認識が強い。しかしながら、大麻の乱用を繰り返すことにより、薬物の摂取欲求が抑えられない渴むことによる、大麻の精神依存に陥ることはまぎれもない事実である。また、大麻を長期間乱用することにより、記憶や認知に障害を及ぼし、さらに精神障害を発症するなどの健康被害を生じる危険性がある。こうした大麻乱用の危険性を十分に認識することが重要である。」としている。

また、大麻に含まれる幻覚作用を持つ成分の含有量についても、「近年、流通している大麻に含まれる $\Delta^9$ -THC量<sup>(10)</sup>が増加していることが明らかになっている。2000年には $\Delta^9$ -THC量は平均5～7%程度であったものが、2014年では12%を超えるものも出現している<sup>(11)</sup>。本邦で押収された大麻についても $\Delta^9$ -THC量は

解析されており、2010年の結果では平均10%程度であり、最大では20%を超えるものも確認されている。このように、大麻の性質 자체が変化しており、以前と比較して作用の強力な大麻が流通していることは確かであり、その乱用により重篤な健康被害の発生が懸念される。」としており、以下のとおり大麻摂取による主な作用を整理している<sup>(12)</sup>。

「令和2年版犯罪白書－薬物犯罪－」（法務総合研究所）の調査では、国内の覚醒剤取締法違反の入所受刑者のうち、覚醒剤の自己使用の経験がある者の約半数が大麻使用の経験を有し、さらにそのうちの約半数が20歳未満で大麻の使用を開始したという結果や、30歳未満の対象者で最初に乱用した薬物が大麻である者の割合が最も多い（42・6%）との結果が出ており、大麻は、使用者がより効果の強い薬物の使用に移行していくおそれが高い薬物（ゲートウェイドラッグ）であることを指摘している。

「令和2年版犯罪白書－薬物犯罪－」（法務総合研究所）の調査では、国内の覚醒剤取締法違反の入所受刑者のうち、覚醒剤の自己使用の経験がある者の約半数が大麻使用の経験を有し、さらにそのうちの約半数が20歳未満で大麻の使用を開始したという結果や、30歳未満の対象者で最初に乱用した薬物が大麻である者の割合が最も多い（42・6%）との結果が出ており、大麻は、使用者がより効果の強い薬物の使用に移行していくおそれが高い薬物（ゲートウェイドラッグ）であることを指摘している。

### 大麻の急性使用

1. 高揚感、脱抑制
2. 吐き気、抑うつ、興奮、錯乱、眠気、パニックス発作
3. 音刺激、触覚に対する知覚の変容
4. 時間感覚の歪み、短期記憶の障害
5. 自動車の運転への影響、運動失調と判断力の障害

### 大麻の慢性使用

1. 薬物依存、退薬症候の発現
2. 統合失調症、うつ病の発症リスクの増加（特に、若年からの使用はハイリスク）
3. 認知機能、記憶等の障害
4. 他の薬物使用のリスクを高める

## 2. 大麻規制に係る課題と見直しの方向性

### （1）成分に着目した規制

大麻取締法は、制定された昭和23（1948）年当時、大麻の有害作用がどのような物質によってもたらされるかについて判明しておらず、「大麻草の成熟した茎及びその製品（樹脂を除く。）並びに大麻草の種子及びその製品」を除く、「大麻草及びその製品」を「大麻」と定義（部位規制）し、制定された。その後、1960年代に大麻草からTHCやCBD<sup>(13)</sup>といった成分が同定され、大麻の有害作用は主にTHCが原因であることが判明している。

取締りに際しては規制部位か否かを判断する必要があるところ、近年の取締りの実態としては、有害成分であるTHCの検出の有無に着目して大麻草に該当するかの判断が行われている。なお、化学合成されたTHCについては、大麻取締法の規制対象とならないことから、別途、麻薬及び向精神薬取締法において麻薬として規制さ

れている。

このように、大麻取締法においては、大麻草の部位による規制を行っているところであるが、実態としてはTHCという有害成分に着目して取締りを行っていることや、規制すべき物質は有害な精神作用を示すTHCであることから、大麻草が含有する成分（THC）に着目した規制に見直すことが適当である。

成分に着目した規制に見直す場合には、含有されるTHCの濃度に関する規制基準を設けることの要否も含め、引き続き検討する必要がある。

## （2）大麻から製造された医薬品の施用に関する見直し

現在、けしから抽出されるモルヒネ等の麻薬や向精神薬等については、医薬品としての施用が認められている

一方、現行の大麻取締法においては、大麻を原料とした医薬品の製造や製造された医薬品の施用等が禁止されており、G7諸国の中では日本のみ大麻から製造された医

薬品が承認されていない。

大麻から製造された医薬品は、米国を始めとしたG7諸国において難治性のてんかん治療薬として承認され、

また、令和2（2020）年WHO勧告により麻薬單一

条約において医療上の有用性が認められるなど、近年の諸外国の動向や、その医療上の有用性を踏まえて、日本

においても現行の麻薬及び向精神薬取締法に規定される免許制度等の流通管理の仕組みの導入を前提として、その製造や施用を可能とすべきである。

## （3）大麻の「使用」に対する罰則

麻薬及び向精神薬取締法及び覚醒剤取締法は成分規制であり、制定当初から所持に対する罰則と使用に対する

罰則が規定されているところ、現行の部位規制である大麻取締法には所持に対する罰則は規定されているが、使用に対する罰則が規定されていない。これは、大麻草の栽培農家が、大麻草を刈る作業を行う際に大気中に大麻の成分が飛散し、それを吸引して「麻酔い」という症状を呈する場合を考慮したため等の理由による。

近時、国内の大麻栽培農家に対して作業後の尿検査を実施したところ、大麻成分代謝物は検出されなかつたとともに、いわゆる「麻酔い」は確認されなかつた。

したがって、制定時に大麻の使用に対する罰則を設けなかつた理由は現状においては確認されず、今般、他の薬物法規と同様に成分に着目した規制とともに、大麻から製造された医薬品の施用を可能とすると、不正な使用的取締りの観点や他の薬物法規との整合性の観点からは、大麻の使用に対し罰則を科さない合理的な理由は見い出し難い。

また、今回、大麻の単純所持で検挙された者に調査を

した結果、大麻の使用に対する罰則が規定されていないことが大麻を使用する要因となつた者がおよそ2割おり、「大麻を使用してもよい」というメッセージを受け止められかねない状況となつていていることから、他の薬物法規

と同様、大麻の使用に対し罰則を科すことが必要であるという意見が多かった。

一方で、大麻には依存性を含む健康に対する有害性はあるものの、以下の理由から3名の委員より反対意見があつた。

・国際的には薬物乱用者に対する回復支援に力点が置かれている中で、その流れに逆行することになるのではないか

・使用罪の導入が大麻の使用を抑制することを目的とするのであれば、使用罪の導入が大麻使用の抑制につながるという論拠が乏しい

・大麻事犯の検挙者数の増加に伴い、国内において、暴力事件や交通事故、また、大麻使用に関連した精神障害者が増加しているという事実は確認されておらず、

大麻の使用が社会的な弊害を生じさせているとはいえないことから、使用罪を制定する立法事実がない

・大麻を使用した者を刑罰により罰することは、大麻を深め、ステイク（偏見）を助長するおそれがある

いずれにせよ、本とりまとめの第2に記載されるような薬物依存症の治療等を含めた再乱用防止や社会復帰支

援策も併せて充実させるべきである。

なお、本検討会では、この他にも以下のようない見があつた。

・大麻の乱用者に対する罰則を科す前に、犯罪者としていよう刑事案件手続から外す一方で教育プログラムや治療プログラムへの参加等を義務付ける刑事政策（ダイバージョン）の導入も検討すべきである。

・大麻の使用罪については、受動的に吸い込むことによる体内からのTHCの検出の可能性も含めて、検挙・立証するため必要な証拠の研究等、適正な取締りを実施するための検討が必要である。

・大麻を実際に使用してしまった者が、通報されることを心配せずに相談ができる体制の整備を検討すべきである。

## （4）繊維等として使用される大麻草について

大麻草は、我が国において神事や祭事、衣類の原料等に用いられ、ピーク時の昭和29（1954）年には、国内に37,313名の大麻栽培者がいたが、近年は化学繊維の普及や海外製品の輸入等により、令和元（2019）年末には35名にまで減少している。

また、大麻栽培者の免許は都道府県ごとに付与され、免許付与の事務は自治事務であるが、平成28（2016）年の大麻栽培者免許を受けた者による大麻の不正所持の事案等を受けて、大麻栽培の管理が強化された。その後、各都道府県の実務上、新規の免許の付与が停止されている状況や、県境を越えた流通を目的とする大麻栽培の免許の付与が事実上停止されている状況がある。

しかしながら、昨今の研究結果を踏まえると、国内で免許を受けて栽培されている大麻草は、有害作用を有するTHCの含有量が少ない品種であり、神事等に使用される大麻草の免許者による栽培に対する合理的ではない通知の見直しや指導の弾力化を図ることが適当である。また、現在、都道府県ごとに策定している大麻取扱者の免許基準についても、全国で統一的な見解を共有する

ことが適当である。

## (5) その他

本検討会では、大麻の規制に関する議論で、以下のような指摘もあった。

・現在、大麻取締法において目的規定が存在しないため、その目的として大麻の乱用による保健衛生上の危害の発生の防止等を定める目的規定を整備すべきである。  
・大麻草及び大麻については、正しく使用されているものと、嗜好用と称して乱用されるものを、区別して情報提供すべきである。

## 第2 社会復帰支援を柱とする薬物乱用者に対する再乱用防止対策

### 1. 薬物事犯の現状

覚醒剤事犯について、令和元（2019）年の検挙人員は8,730人と昭和50（1975）年以来44年ぶりに1万人を下回る一方、令和元（2019）年の検挙人員に占める麻薬等犯罪の前科者の割合は66・0%と13年連続で増加し、過去最高を更新した。

平成27（2015）年に出所した覚醒剤取締法違反の出所受刑者の46・3%が、5年以内に出所後の犯罪により刑事施設に再び入所している。また、令和元（2019）年に覚醒剤取締法違反で入所した再入者の78・1%が、前刑罪名も覚醒剤取締法違反であり、同一罪名での再犯である。

他方、令和元（2019）年には、覚醒剤取締法違反者で刑の全部執行猶予判決を言い渡された者のうち、保護観察が付された者は9・7%のみであり、大麻取締法違反者で刑の全部執行猶予判決を言い渡された者についても、保護観察が付された者は4・3%のみにとどまる。

加えて、同において、覚醒剤取締法違反で保護観察がやメタンフェタミン再乱用防止プログラム・薬物依存症者に対する、標準化された集団認知行動療法プログラム等の集団治療回復プログラムの普及・実践付されていない、刑の全部執行猶予を言い渡された者のうち、その25・3%が執行猶予期間中に再犯に至っている。

## 2. 再乱用防止と社会復帰支援

### (1) 現状の取組

このような国内における薬物情勢を受けて、「第五次薬物乱用防止五か年戦略」や「再犯防止推進計画」（平成29年12月15日閣議決定）では、薬物乱用は犯罪行為であるとともに薬物依存症という病気である場合があることを十分に認識し、社会復帰や治療のための環境整備に努め、社会資源の活用を行った上で、再乱用防止施策を推進する必要があるとの考え方が盛り込まれている。

これらの計画に基づき厚生労働省や法務省では以下の取組を実施している。

【刑事司法関係機関等における社会復帰に繋げる指導・支援】

- ・刑事施設における薬物依存離脱指導の実施
- ・札幌刑務支所における女子依存症回復支援モデルの実施
- ・少年院における薬物非行防止指導の実施
- ・保護観察所における薬物再乱用防止プログラム及び簡易薬物検出検査の実施
- ・薬物処遇重点実施更生保護施設における精神保健福祉士や公認心理師等の専門スタッフによる専門的な待遇の実施
- ・依存症に関する普及啓発活動の実施
- ・また、平成28（2016）年6月より、刑の一部の執行猶予制度が導入され、薬物使用者等の罪を犯した者に對し刑の一部について一定期間執行を猶予するとともに、その猶予中保護観察に付すことが可能となり、地域社会への移行、社会復帰後の生活の立て直しに際して、指導者・支援者等がより緊密に連携し、必要な介入を行えることとなつた。
- ・地域や全国規模で薬物依存症の問題に取り組む民間依存症回復支援団体の活動を支援
- ・存症回復支援団体の活動を支援
- ・精神保健福祉センターによる治療指導者に対する養成研修及び都道府県・指定都市による同指導者研修了者等を活用した、医療従事者向け研修等の実施
- ・依存症対策全国拠点機関による相談対応指導者に対する研修の実施及び都道府県・指定都市による同指導者研修了者等を活用した、相談員向け研修等の実施
- ・精神保健福祉センター等において、家族に対する心理教育プログラムや家族会等の実施

### (2) 現状の取組に関する課題

全部実刑の仮釈放者に対しては、薬物再乱用防止プログラムが実施されているところ、仮釈放期間が6月末満の場合は期間が短く、特別遵守事項による受講の義務付けまではなされていない。

また、保護観察中は、必要な支援を受けることができるように、保健医療機関等との連絡調整が実施されているところ、上記1のとおり、そもそも保護観察が付される事例が多くない中で、薬物事犯保護観察対象者のうち保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数は、令和元（2019）年度で566人と平成28（2016）年度以降毎年増加しているものの、割合は7・0%にとどまっており、未だ十分とは言えない状況である。また、保護観察期間終了後や満期釈放後は、継続的な治療・支援を受けるか否かは対象者の自発的な意思に委ねられて

- ・依存症対策全国拠点機関（国立精神・神経医療研究セ

- ・依存症対策全国拠点機関（国立精神・神経医療研究セ

おり、治療・支援に継続的につなげるための動機付けに関する施策が十分ではない。

さらに、薬物依存のある刑務所出所者等に対する支援に關し、関係機関及び民間支援団体が、相互に有効かつ緊密に連携し、その責任、機能又は役割に応じた支援を効果的に実施することができるよう「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を平成27（2015）年に公表し、関係機関で連携を進めているが、現状、相互の連携が必ずしも十分ではない。

### （3）今後の取組の方向性

薬物事犯者の薬物再乱用の防止を目指し、厚生労働省や法務省では、刑事司法関係機関等における社会復帰に繋げる指導・支援、医療提供体制及び地域社会における本人・家族等への支援体制等の充実・強化に取り組み、一定の成果を挙げている一方で、それぞれの取組に關して、課題も認められている。薬物事犯者に対する息の長い支援を目指し、中長期的な視点も含め、関係機関が連携しながら、以下のような総合的な取組を具体的に進めていく必要がある。

- ① 刑事司法関係機関等における社会復帰に繋げる指導・支援  
保護觀察対象者のうち仮釈放期間が6月末満の者に対して、薬物再乱用防止プログラムを実施できるように仕組みを整備することについて検討すべきである。  
また、保護觀察期間中に治療・支援につながるよう働きかけを強化するとともに、保護觀察期間終了後や満期釈放においても、自発的に地域における治療・支援につながるような取組が必要である。
- ② 医療提供体制に係る取組の継続  
居住する都道府県にかかわらず、薬物依存症者が適切な治療や支援を受けられるように、質の充実を図りながら、専門医療機関や相談拠点の整備を引き続き進めるべきである。
- ③ 地域社会における本人・家族等への支援体制の充実  
刑事司法関連機関、地域の医療・保健・福祉機関、民間支援団体等との連携体制の構築に關して、それぞれの機関における役割や取組について相互理解を一層深める必要がある。
- ④ その他  
本検討会では、以下の意見もあった。
  - ・ 薬物の乱用対策としては、違法薬物の乱用にとどまらず、処方箋医薬品や市販薬の乱用にも留意し、適切な調査・研究を進める必要がある。
  - ・ 違法薬物の使用等に起因して職を失うことが多く、また、家庭や友人を失う等の社会的な孤立を深めていくため、就労支援等の観点も重要な視点である。

れている施設内処遇及びそれに続く社会内における処遇や支援を効果的に行うための方策（例・治療プログラムへの相当期間の参加）を中期的に検討することが望ましい。

### ② 医療提供体制に係る取組の継続

居住する都道府県にかかわらず、薬物依存症者が適切な治療や支援を受けられるように、質の充実を図りながら、専門医療機関や相談拠点の整備を引き続き進めるべきである。

また、地域支援の受け皿となるこれらの機関で治療・支援を行う者の育成を引き続き進める必要がある。

### ③ 地域社会における本人・家族等への支援体制の充実

刑事司法関連機関、地域の医療・保健・福祉機関、民間支援団体等との連携体制の構築に關して、それぞれの機関における役割や取組について相互理解を一層深める必要がある。

また、広く国民に対し、乱用により薬物依存症という健康問題になり得ること、薬物乱用は犯罪行為であることの認識を共有するための普及・啓発活動を進める必要がある。

さらに、薬物乱用や薬物依存の背景事情も考慮に入れ、薬物依存等にまつわるステイグマ（偏見）を解消し、薬物依存症からの回復や、社会復帰を目指す者を地域共生社会の一員として社会全体で支えていくような取組を進める必要がある。

## 4. 医師の通報について

違法薬物を使用した患者を診察する医師たちの間には、違法薬物の使用を警察に必ず通報しなければならないといふ誤解が広まっているとの指摘もある。これらの誤解を解消するためにも、医師には守秘義務もあり、犯罪の通報等に当たっては医師に一定の裁量があることを周知することが望ましい。

### 3. 麻薬中毒者制度

麻薬中毒者制度については、昭和36（1961）年頃より深刻な問題となっていたヘロイン等の麻薬の乱用に関する法律（昭和25年法律第123号）ではヘロイン等の麻薬中毒者への入院措置が十分とは言えない実情があつたことを受けて、昭和38（1963）年の麻薬取締法（現 麻薬及び向精神薬取締法）改正により設けられた。

しかしながら、平成11（1999）年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴い、精神障害者については、実質的に同法及び麻薬及び向精神薬取締法の2つの法律で重複して措置が可能な状況となつた。

このような状況もあり、平成20（2008）年以降、麻薬及び向精神薬取締法に基づく麻薬中毒者の措置入院は発生しておらず、麻薬中毒者制度は実務上も機能していないことから、廃止することが適当である。

なお、この際、都道府県の麻薬中毒者相談員の活用について、検討すべきという意見もあつた。

### 第3 病院用麻薬及び向精神薬の規制

#### 1. 麻薬の流通管理、適正使用

麻薬は、適正に使用されれば医療上有用であり、我が国では麻薬216物質のうち、モルヒネ、コデイン等の13物質が医療用麻薬として用いられている。

もつとも、国民の麻薬に対する負のイメージ（寿命を縮める、いったん使用し始めたらやめられなくなる等）

加えて、米国のドラッグコート等薬物依存症からの効果的な回復措置として実施されている取組も参考にしつつ、社会復帰を促進するため、刑事司法関係施設で行わ

により、実消費量と適正使用量を比較した研究<sup>(25)</sup>において、我が国の実消費量（29 mg／人）は適正使用量（18.9 mg／人）に比べて著しく低い状況であり、厚生労働省では医療用麻薬の適正使用に関する講習会を実施し、医療用麻薬の適正使用の普及・啓発を推進している。

一方で、同研究において適正使用量（21.0 mg／人）に比べ実使用量（48.2 mg／人）が多い米国では、処方薬であるオピオイドの過剰摂取により平成29（2017）年にはおよそ47,000人が死亡する事態となり、当時の米国大統領が公衆衛生上の非常事態宣言を宣言するに至った（オピオイドクライシス）。

このように、麻薬が乱用された場合、乱用者自身の精神及び身体への障害をもたらすほか、薬物入手のための各種犯罪の発生など社会全体に対して危害をもたらすおそれが大きいことから、我が国では麻薬及び向精神薬取締法等に基づき、麻薬の不正な流通や乱用の防止を図っている。

具体的には、流通段階において、1) 製造・輸入の段階から施用の段階に向けた一方通行が原則、2) 業態ごとの免許が必要、3) 讓受証・譲渡証の交付等による流通過程の明確化等を講じることにより、麻薬の厳格な管理を実施、実現している。

こうした取組を踏まえ、医療用麻薬について、不適正な使用がなされないような対策を講じつつ、適正使用の普及・啓発を引き続き推進すべきである。他方で、がん疼痛や慢性疼痛の緩和に医療用麻薬が処方されているが、治療後も医療用麻薬を不適正に使用し続けているとの指摘もある。

一方、麻薬が医療目的で適正使用される場合も不正流通により悪用される場合も一様に「麻薬」と呼んでいるため、医療用麻薬も含めて負のイメージを与えており、適切な名称を検討することが望ましい。

加えて、麻薬の厳格な管理を維持しつつ、弾力的な運用が可能となるよう現状の麻薬元卸売業者と麻薬卸売業者の役割分担のあり方について検討することが適当である。

## 2. 向精神薬の流通管理、適正使用

向精神薬についても、麻薬と同様に麻薬及び向精神薬取締法で規制されているが、医療用途や危険性の程度等に鑑み、麻薬ほど厳格な管理は行われていない一方で、不正流通や不正流通に基づく不適正な使用等がこれまでも度々社会問題となつた。

また、日本はG7の中ではドイツに次いで2番目に多く向精神薬が消費されていることから、向精神薬の適正使用の推進が課題である。

現状、一部の向精神薬（麻薬や覚醒剤原料の一部を含む）の医薬品については、不正流通や不適正な使用を防止する観点から、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第79条の規定に基づく承認条件が付され、当該医薬品の製造販売業者において医師登録等の流通管理体制の構築が行われているが、引き続き関係機関とも連携し、不正流通や不適正な使用の防止と適正な使用を推進するための施策を講じることが適当である。

特に、不正流通や不適正な使用が行われるおそれが高い向精神薬等については、医薬品医療機器等法に基づく承認条件ではなく、麻薬及び向精神薬取締法の枠組みによる流通管理の仕組みを検討することが望ましい。

### おわりに

厚生労働省は関係省庁と連携を行いつつ、本検討会のとりまとめの具体化に向けた検討作業を速やかに進め、法改正等の一定の時間を要する提言についても、可能な限り速やかに取り組むことを求める。

※詳しくは厚労省HPを参照願います。



の大麻事犯が増加し続いている現状に対しても、大麻の乱用について、①開始時期が早いほど、②使用量が多いほど、③乱用期間が長いほど依存症になるリスクが高まるなど、科学的なエビデンスに基づいた大麻の有害性に関する正確な情報を取りまとめ、単に薬物使用の恐怖を煽ることなく、当事者である若年者の意見を生かしながら、SNSの活用や教育の現場におけるわかりやすい広報啓発活動等に取り組むことが肝要である。

また、これまでの我が国の普及啓発運動は、違法薬物に手を出させない一次予防に重きが置かれ、それが薬物依存症者に対する差別を助長しているのではないかといった指摘もある。

したがって、今後の我が国の薬物対策は、違法薬物に手を出させない一次予防のみならず、違法薬物を使用してしまった者の早期発見及び早期介入、早期治療を行う二次予防、さらには薬物依存症者に対する再発防止や社会復帰等を支援する三次予防にも重点を置いていくべきであり、今後の普及啓発活動についてもこれら政策の目的・趣旨に配慮したものとして進めていく必要がある。

## ○「ダメ。ゼッタイ。」国連支援募金の贈呈式

2021年5月7日、ウイーンのUNODC（国連薬物犯罪事務所）にて、国際機関日本政府代表部引原大使よりワーリー事務局長へ2020年度に皆様にご支援いただいた寄付金が贈呈されました。

本寄付金は開発途上国NGOを通じて、青少年の薬物乱用防止教育や指導者養成プロジェクト等に活用されます。



## ○調査・研究活動報告

### 『若者を対象としたより効果的な薬物乱用予防啓発活動の実施等に関する研究』

#### 厚生労働行政推進調査事業費補助金

(医薬品医療機器等レギュラトリーサイエンス政策研究事業)

### ■令和2年度 総括・分担研究報告書が発行されました。

#### 令和2年度 総括・分担研究報告書

##### I. 総括研究報告書

若年者を対象としたより効果的な薬物乱用予防啓発活動の実施等に関する研究

永沼 章（公益財団法人 麻薬・覚せい剤乱用防止センター）

##### II. 分担研究報告書

1. 若年者を対象とした効果的な薬物乱用予防に係る広報戦略の策定に関する研究

河井孝仁（東海大学文化社会学部広報メディア学科）

2. 地域社会において「薬物乱用予防」を主体的に担うことのできるヒューマンリソースの開発・教育及びrelation形成の試み 鈴木順子（北里大学・薬学部）

3. 若年者違法薬物使用防止の啓蒙活動のためのエビデンス収集  
関野祐子（東京大学大学院薬学系研究科）

4. 大麻の実態調査、海外の規制情報の把握

4-1. 大麻の主なカンナビノイド成分の製造法に関する調査

4-2. 欧州におけるCBD含有大麻製品の実態調査

花尻（木倉）瑠理（国立医薬品食品衛生研究所）

5. 大麻を巡る国際社会の動向：米国及びカナダの規制状況について  
船田正彦（国立精神・神経医療研究センター精神保健研究所）

6. テトラヒドロカンナビノイドの摂取感覚効果に関する研究 森 友久（星薬科大学）

7. 麻曝露によるヒトならびに齶歯類の生殖・周産期および発達過程に及ぼす影響に関する調査研究 山本経之（長崎国際大学大学院薬学研究科）



※研究報告書の本編は当財団HP (<https://dapc.or.jp>) で閲覧できます。

【トップページ】 → 【調査研究活動】 → 【令和2年度研究活動】

### ■令和3年度 第1回研究班会議が開催されました。

2021年8月18日、オンライン会議で令和3年度第1回研究班会議が開催され、各研究分担者より今年度に実施する研究計画のプレゼンテーションが行われ、最後に永沼理事より研究班全体の方向性の確認が行われました。

## 【2021-22年度啓発動画（DVD）制作リポート】

### No.54 『それってホント？～事例でみる薬物乱用～』

新型コロナウィルス感染症の拡大を何とか食い止めようと、様々な対策が講じられています。手洗い・うがい・3密回避など、当初から言われてきた個人レベルでの基本的な予防策の継続から、ワクチン接種や医療体制の強化を始め国を挙げての大規模な対策まで、変異を続けるウィルスとの攻防が続いています。

「私は大丈夫」「自分には関係のこと」「その人の勝手でしょう」・・・

もしかすると、経験のない大きな不安に直面して、普段は隠れて気づかなかった私たちのこころの弱さについても考えさせられる機会になっているのかもしれません。



「1回だけなら大丈夫？」



「いつでもやめられる？」

薬物乱用の問題はどうでしょう？

私たちの不安に対する気持ちの持ち方に共通点はないでしょうか。

今年の制作はやや気の重いスタートになりましたが、「今」から学ぶ教訓が必ずあるはずだと、目下鋭意制作を進行中、9月中旬よりご案内の予定です。



「大麻は安全？」



「個人の自由？」

#### 【正しい情報を見極めるためのヒント】

子どもたちが片時も手放すことのできないスマートフォンからあふれ出す様々な情報。その洪水に流されないようにするためのヒントにも少しだけ触っています。

- ◎正確な情報の選別ができるように
- ◎冷静な判断で自分の考えをまとめられるように
- ◎発信する「いいね」の責任を想像できるように



科学的な根拠 (エビデンス) の 5 階層

# ご寄付団体及び賛助会員

2021年2月11日から2021年8月4日までに、当センターにご寄付いただいた団体及びご入会いただいた賛助会員は次のとおりです。  
ご協力ありがとうございました。

## [ご寄付団体・個人]

ツカモト ミチコ 様 金井 智子 様 金井 宏美 様 小林 勇太 様  
東京八王子陵東ライオンズクラブ様 (株)エスエス製薬様  
(一財)東京都警察懇話会様 第一三共株式会社様

## [法人賛助会員]

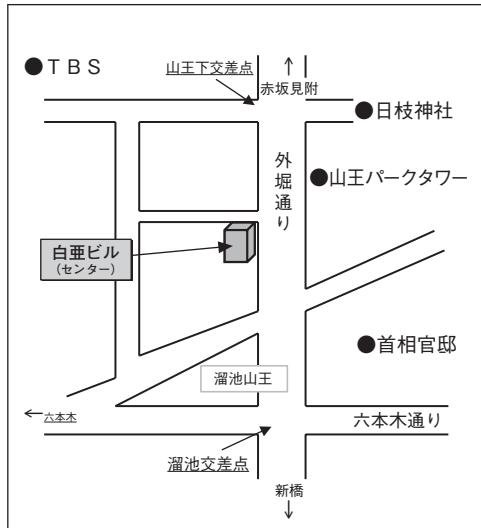
株式会社 豊島印刷様 学校法人 関西大学様  
丸石製薬株式会社様 UUUM 株式会社様

## [個人賛助会員]

山地 義夫 様 (継続)	鈴木 正二 様 (新規)	稻荷 恭三 様 (継続)	小柴 正照 様 (継続)
北川 けい子様 (継続)	池田 冬美 様 (継続)	児玉 金之助様 (継続)	千葉 信雄 様 (継続)
中村 松太郎 様 (継続)	原 恒道 様 (継続)	丸井 一弘 様 (継続)	村島 吉豊 様 (継続)
渡貫 直正 様 (継続)	古瀬 智之 様 (継続)	神垣 鎮 様 (継続)	小清水 征次様 (継続)
澤田 宏 様 (継続)	中本 幾司 様 (継続)	中村 楠夫 様 (継続)	中道 守太 様 (継続)
山本 稔 様 (継続)	宮脇 節 様 (継続)	中嶋 敏次 様 (継続)	野々 晴久 様 (継続)
永浜 静江 様 (継続)	寺田 義和 様 (継続)	大屋 博 様 (継続)	根津 万寿夫様 (継続)
石井 征二 様 (継続)	服部 利明 様 (継続)	河野 利光 様 (継続)	星野 新一 様 (継続)
館 親光 様 (継続)	小山 功男 様 (継続)	篠 順三 様 (継続)	碇野 孝之 様 (継続)
山田 松三郎様 (継続)	永谷 健司 様 (継続)	岡田 讓治 様 (継続)	齊藤 勲 様 (継続)
松石 高之 様 (継続)	山本 章 様 (継続)	荻野 真由美様 (継続)	古木 光義 様 (継続)
森 和弘 様 (継続)	村松 滉夫 様 (継続)	鈴木 孝 様 (継続)	徳山 尚吾 様 (継続)
村田 昭夫 様 (継続)	吉川 研司 様 (継続)	矢口 博行 様 (継続)	仲 真美子 様 (継続)
星 和夫 様 (継続)	山田 順子 様 (継続)	山崎 功 様 (継続)	福田 将己 様 (継続)
今井 啓祐 様 (継続)	和田 義広 様 (継続)		



公益財団法人  
麻薬・覚せい剤乱用防止センター  
〒107-0052 東京都港区赤坂 2-4-1 (白亜ビル9F)  
TEL.03(5544)8436~7 FAX.03(5544)8473  
ホームページアドレス <http://www.dapc.or.jp>



## 新啓発用冊子、完成間近！

あなたに知ってもらいたい  
**薬物のはなし**  
公益財団法人  
麻薬・覚せい剤乱用防止センター

●B5判 52ページ

●詳細は決まり次第、財団ホームページでお知らせします

薬物乱用防止活動に携わるすべての方々へ  
そして何より10～20代の若い人たちに  
今、伝えたいこと。

## 介護付有料老人ホームと在宅福祉のご案内です。



●シルバービレッジ八王子



八王子に隣接  
救急指定右田病院



日野・日野東館に隣接  
康明会  
ホームケアクリニック

直下型地震にも対応  
安心の免震構造  
●シルバービレッジ日野東館



多摩モノレール  
甲州街道駅徒歩1分！！  
●シルバービレッジ日野



八王子市宮下町  
●シルバービレッジ八王子西



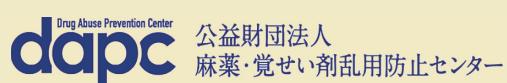
- 在宅福祉部  
●居宅介護支援事業所  
シルバービレッジいちょうの里  
●訪問介護事業所  
シルバービレッジいちょうの杜  
●セカンドライフ応援俱楽部  
シルバービレッジいちょうの実

**SV** 「ゆったりと安心の毎日」をお届けしています。  
**シルバービレッジ**

パンフレットのご請求は  
**0120-19-0432**

ホームページ シルバービレッジ 検索

株式会社シルバービレッジ 代表取締役会長 石井 征二(八王子陵東LC)



財団広報誌「NEWS LETTER」2021.9 第105号をご覧いただき、ありがとうございました。  
財団では、薬物問題に取り組むすべての方々のお役にたてるよう本広報誌を始め、ホームページでも  
日々最新の情報発信に努めています。  
予防啓発のための各種教材のご提供や関連書籍の紹介、オリジナル企画や特集、専門機関からの  
データや統計資料、行政からのお知らせ、海外情勢などを網羅し、整理・分類の上ご紹介しています。  
この機会にぜひご覧いただき、ご意見等お寄せください。

ダメ。ゼッタイ。

検索

<http://dapc.or.jp>

